

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和7年8月20日（水） 10:00～15:51

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子
中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 穴戸直美議員

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長 高橋教育長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 岩渕財務部長 千葉協働まちづくり部長
千葉市民環境部長 佐々木商工観光部長 門脇農林部長 高野健康こども部長
齊藤上下水道部長 高橋教育部長
阿部政策企画課長兼公共交通対策室長 菊地未来羅針盤課長 菊地財産運用課長
菊池生涯学習スポーツ課長 吉田市民課長 廣野危機管理課長
高橋観光物産課長兼アクティビティ推進室主幹 村上農政課長 本明農地林務課長
菊池保育こども園課長 吉田経営課長 近藤水道課長 高橋下水道課長
松戸教育総務課長 千田学校教育課長 菅野学校教育課主幹 小野寺歴史遺産課長
千葉政策企画課長補佐 高橋公共交通対策室副主幹 千田未来羅針盤課副主幹
紺野財産運用課長補佐 高橋生涯学習スポーツ課長補佐 千葉市民課長補佐
星上危機管理課長補佐 大越観光物産課長補佐 菅原アクティビティ推進室副主幹
及川農政課長補佐 村上農地林務課長補佐 菅原保育こども園課長補佐
菊池経営課長補佐 及川水道課長補佐 堀下水道課長補佐 川田歴史遺産課長補佐
鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜

【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

- ① 奥州市污水处理施設条例等の一部改正について
- ② 公用車におけるNHK受信料について
- ③ 教育・保育施設の統廃合ロードマップの見直しについて
- ④ 奥州市文化財保存活用地域計画（素案）について
- ⑤ 奥州湖周辺エリアプロジェクトの進捗状況について
- ⑥ トーランス市及びロサンゼルス近郊における経済交流事業の実施について
- ⑦ 水沢金ヶ崎線の運行終了に伴う対応について

- ⑧ 新市建設計画の見直しについて
- ⑨ 次期総合計画策定方針（案）について
- ⑩ 戸籍総合システムリース契約の一部解約に係る補償について
- ⑪ 消防団員報酬における源泉徴収票の誤記載及び源泉所得税額の計算誤りについて
- ⑫ 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ⑬ 高温・湯水による農畜産物への影響と対応について

(2) 協議事項

産業経済常任委員会における政策提言（案）について

(3) 報告事項

議会改革検討項目の検討結果について

4 その他

5 閉 会

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

【概 要】

1 開会 略

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

2 挨拶 略

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

3 協議

○議長（菅原由和君） 本日の全員協議会ですが、2番宍戸直美議員、それから22番阿部加代子議員から欠席届が出されております。（※阿部加代子議員は遅参に変更）

(1) 説明事項

① 奥州市污水处理施設条例等の一部改正について

○議長（菅原由和君） それでは早速3の協議に入ります。

(1)説明事項の①、奥州市污水处理施設条例等の一部改正について説明をいただきます。

齊藤上下水道部長。

○上下水道部長（齊藤理君） おはようございます。上下水道部齊藤でございます。私の方から簡潔に改正の趣旨等をご説明させていただきます。

令和6年1月発生しました能登半島地震におきまして、事業者が管理します下水道管、配水管、本管と言いますけれども、これについてはある程度応援事業者が入りまして、復旧が進んだものの、一方で、個人が管理する排水設備、そして給水設備については、各事業者ごとで、条例により指定店制度を導入しているといった現状から復旧が遅れまして、使用できない状況が長期化したということが課題として挙げられたということでございます。

これを受けまして国では、令和7年4月22日付けで、地方自治法に基づく技術助言として、災害等の非常時においては、指定店以外でも排水設備等の工事ができるようにするべきという通知があったことから、当市としても、大規模災害等に迅速に対応するために、関係条例を整備するものでございます。

以降、詳細については、担当課長からご説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（菅原由和君） 高橋下水道課長。

○下水道課長（高橋陸朗君） それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

奥州市汚水処理施設条例等の一部改正について、1、改正の趣旨でございます。先ほど当部長が説明したとおり、能登半島地震におきましては個人が管理する給排水設備等の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、次に示します3つが要因とされております。

まず1つ目に、給排水設備等の工事は、地元市町が指定する業者でなければ行うことができないこと。

2つ目に、給排水設備等の工事を担う地元業者数が、被害の規模に比して少なかったこと。

3つ目に、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要の集中により、給排水設備等の工事を担う業者の確保が困難な状況となったこと。

以上、この3つが要因とされております。

これを受けまして、国では、先ほど部長が説明したとおり、早期に復旧を図ることができるよう自治体に発信しており、当市の関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

2つ目に改正する関係条例についてでございます。

改正する関係条例は、奥州市汚水処理施設条例はじめ、以下5つの条例を一括して条例改正案として提出いたします。

3つ目に、施行期日についてでございます。

有事の時期想定はできないことから、可及的速やかに改正条例を施行させるため、公布の日を施行期日といたします。

4つ目に、県内の自治体の状況についてでございます。

県内主要都市及び近隣の自治体については、概ね年度内での対応ですが、北上市の下水道及び金ケ崎町については対応未定となっております。

5つ目に、条例改正に至る手続き等についてご説明いたします。

令和7年7月25日に、法規審査委員会による内部審査を経て、本日の全員協議会での説明。8月29日、市議会定例会へ条例改正案の提出となっております。

以上、奥州市汚水処理施設条例等の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（菅原由和君） 説明は以上でございます。ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。

再度繰り返し質問いたしますが、この条例の一部改正は、あくまでも、災害とか非常時であって、常時これが使われる形ではないということを確認したいんですが、その点について質問したいと思います。

といいますのは、例えば私の間違った考えで、例えば常時使えるようになった場合ですと、地元の業者が淘汰されるというか、デメリットが出てくるんじゃないかと思ったんですが、これはあくまでも非常時の場合ですよ。そんな改正だということの理解でよろしいのでしょうか。それについて質問いたします。

○議長（菅原由和君） 高橋下水道課長。

○下水道課長（高橋陸朗君） ただいまの質問にお答えいたします。

これはあくまでも、緊急時、災害時の対応でございまして、通常時では、この条例を活用しないで、災害時、緊急時のみとなります。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） ほかに、よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項の①は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

② 公用車におけるNHK受信料について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の②、公用車におけるNHK受信料について説明をいただきます。

岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） おはようございます。

それでは、私からこの件についてご説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

公用車におけるNHK受信料の対応についてでございます。

本市では、市長、副市長、議長、教育長が使用する特別職専用車をリース契約としてございます。これらの車両には、テレビ機能付きのカーナビが搭載されていましたが、これに係るNHKとの受信契約の取扱いについて、改めてリース会社と協議したところ、受信料は使用者の負担となるとの正式な回答がございました。

これにより、NHKの受信料の支払いが行われていない状態であるということが確認できました。市では、不要なテレビ機能を除去することで、受信契約の対象外とすることも検討し、リース会社と協議しましたが、リース会社が自動車メーカーに確認したところ、安全運転支援機能に影響が出る可能性があるとの回答を得たため、機能の変更は困難であると判断したところでございます。

そこで、納車時点にさかのぼって契約台数を修正し、未払い4台分の受信料を支払う方針といたしました。

対象となる車両は、旧市長車、令和2年4月分から令和7年3月分、4月以降は、教育長車として使用してございます。

それと、現在の市長車、令和7年4月分から、副市長車、令和5年11月分から議長車、令和元年11月分から教育長車、令和7年4月分からで、合計支払額は、11万4,165円となります。

これらは、財産運用課、議会事務局、教育委員会事務局の各所管で対応することとしてございます。

今後の対応としましては、現在使用中の車両については、契約終了までNHK受信契約を継続し、今後新規契約を行う車両には、テレビ機能のないカーナビを搭載する方針に転換を図ることで、受信契約の対象外とする予定でございます。

また、令和7年、今度の9月定例会に補正予算として、市議会に上程し、お認めいただいた後に正式に契約台数の修正と、受信料の支払いを実施する計画でございます。

この対応により、公共機関としての適正な契約履行と、今後の費用負担の抑制を両立させることを目指すことといたします。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。

直接この特別職専用車については、質問はないのですが、これに関わってその他の公共施設でのNHK受信料とか、あとよく分からないのですが、タブレットとかを今職員とか子どもたちとかも持っているのですが、こういうのでテレビを見たりした場合の受信料とか、そういうものの状況はどのような扱いになっているか、教えていただきたいのですが。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） 公共施設のテレビ機能についてお答えいたします。

市では、毎年年度初めに、テレビの移動があるかないかの調査を行いまして、それに基づいて適正に処理しているという状況です。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 教育機関、学校でのテレビにつきましては、きちんと台数を把握し、適正に受信料を支払っている状況です。

児童生徒が使っているタブレットには、テレビの受信機能はございません。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。1点お伺いします。

今回さかのぼりということで、一番古いつていうか、長いのは、議長車の令和元年ということなんですが、遡及する年限は何年になっているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） NHK受信料につきましては、遡及する年の決まりっていいですか、制限はなしということになっております。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

他にございますか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項の②は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

### ③ 教育・保育施設の統廃合ロードマップの見直しについて

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の③、教育・保育施設の統廃合ロードマップの見直しについて説明をいただきます。

高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野聡君） 健康こども部でございます。

市内の公立の教育保育施設につきましては、平成29年3月に策定いたしました、奥州市立教育・保育施設再編計画と、これを具体的に推進するためのスケジュールを具体化しました、統廃合ロードマップにより進めてきたところでございます。平成6年度までの間、ロードマップに期限を定めていた施設の再編はほぼ計画どおり進められてきたところでございます。

しかしこの間、コロナ禍を経まして、少子化が予想を超えて進んでおり、適切な教育や保育を行うための集団規模の形成が困難になってきている施設や、定員の数が余剰になっている地域が生じ

てきている状況でございます。

このため、統廃合ロードマップを見直しまして、新たに公立施設の統廃合について明確にしようとするものでございます。

詳細につきまして保育こども園課長から説明させていただきます。

○議長（菅原由和君） 菊池保育こども園課長。

○保育こども課長（菊池利和子君） それでは、統廃合ロードマップの見直しについて説明させていただきます。

概要については、ただいま部長が説明しておりますので、資料の1ページの、下の方のロードマップの進捗状況と、新たな課題のところをご覧ください。

右下の就学前児童数の推移と今後の見込み、表1をご覧ください。

就学前児童については、平成27年度から令和6年度までの10年間で、2,178人、36%減少しております。地区別の減少率は、水沢32%、江刺34%、前沢39%、胆沢46%、衣川63%と、急速に少子化が進行していることが分かります。この急激な児童数の減少により、新たな課題が生じてまいりました。具体的には、適正な集団規模の形成が困難な施設の発生、これは、小山東幼稚園が該当します。整備量、定員が余剰になっている地域の発生、これは、前沢地域が該当します。

これらの課題に対応するため、公立施設の統廃合ロードマップを見直し、公立施設の定員変更や統廃合を早急に進めることが必要になりました。少子化の背景を踏まえて、先にお話した2点の課題についてさらにご説明します。2ページをご覧ください。

適正な集団規模の形成が困難な施設、小山東幼稚園についてです。

市の再編計画の中では、望ましい児童数の集団を1学級当たり20人と設定していますが、児童の発達の度合い等によって違いがあるため、一律に決めることは難しいところです。幼稚園の指導の中心となる遊びの最小単位を3人から4人とし、その集団が3以上形成されるような学級が望ましいと考えると、1学級10人程度は必要です。

少人数教育のメリットは、一人一人の園児に目が届きやすく、発達段階や個性を把握しやすいことによりきめ細やかな関わりができることですが、デメリットとして、人間関係が固定化しやすく、多様な関わりを経験する機会が減る可能性や、集団での活動が制限されることが挙げられます。

次に、整備量、定員が余剰になっている地域、前沢地域についてです。

前沢地域には、公立2施設と私立1施設があります。

市の再編計画では、前沢保育所を認定こども園に移行する計画となっておりますが、前沢地域の近年の出生数等から推計すると、園児数は、減少する見通しです。

一方で、令和7年4月1日現在の前沢地域の整備量、定員は、園児数、需要を100人程度上回っており、私立施設では大きな定員割れが発生しています。

前沢地域の就学前児童数は、令和6年度末で422人となり、過去10年間で約40%減少しています。これまでは3施設の合計定員、2、3号のみの定員になりますけれども、360人に対して90%以上の定員充足率でしたけれども、急速な少子化により、令和6年度は86%、令和7年度当初は71%にまで低下しています。これは、前沢地域の定員が余剰になりつつあることを示しており、児童数の減少が続く場合、私立施設の経営への影響が懸念されます。

3ページをご覧ください。

以上を踏まえ、資料記載の3点を見直しの方針と定め、ロードマップの見直し案を作成しました。方針の1点目。

健全な児童育成のため、適正規模による教育・保育を提供する。

小学校教育に繋がる適正規模の集団を形成するよう、公立施設の統廃合を検討すること。

2点目。

私立施設の経営の安定化を図るよう、整備量、定員が余剰になる地域にある公立施設を見直す。

私立施設と公立施設が競合しないよう、将来的に整備量が余剰になる地域の公立施設の定員や統廃合を検討すること。

3点目。

「民ができることは民に」の考え方に立ち、公立施設は、私立施設を補完する役割を果たすこと。公立施設は、私立施設がない、サービス空白地域における教育・保育の提供を行うことや、障がい児や医療的ケア児など、特別な配慮が必要な子どもへの対応を担うこと。

これらの見直し方針をもとに作成したロードマップ見直し案は、別添資料5になりますけれども地域別に説明いたします。文言で説明いたします。

水沢地域は、整備量、定員が充足しつつあり、私立施設で受け入れが可能なため、いずみ保育園の3号の定員を10人減員し、増加傾向にある、配慮が必要な子どもの受け入れ体制整備に充てます。

江刺地域は、児童数は減少しているものの、区域の広さからサービスの空白地域をつくらないことを考慮する必要があります。

また、今後、企業誘致等による人口増の可能性もあることから、3施設を維持しながらも、園児数が減少し、複式学級による保育が続く場合は、見直しを検討します。

前沢地域は、需要、園児数に対して、整備量、定員が余剰になっています。児童数の減少に伴い、公立施設は、1施設で充足します。前沢地域の公立施設は、どちらも規模が大きく、特に3つの幼稚園が統合して新設された前沢北こども園は、3歳以上児で2クラスを編成できるよう整備されています。

今後は、1号の幼稚園定員を減らして、2・3号、保育定員を増やすことで、増加する保育の需要に対応することが可能であることから、老朽化している前沢保育所について、現園児が卒園する令和12年度末をもって前沢北こども園に統合し、閉園します。令和8年度から新園児の募集を停止するものの、現園児のきょうだい児に限り、閉園までの間新規入所を認めます。

胆沢地域は、ここ2年、複式学級となっている小山東幼稚園について、需要、園児数が増加する見込みが少なく、適正な集団規模による教育の提供が十分とは言えない状況になるため、現園児のすべてが卒園する令和9年度末をもって閉園します。ただし、閉園までの間、新園児の募集を継続します。なお、在園児の保護者の意向を確認したうえで、予定する閉園時期を早めることがあります。

衣川地域は、サービスの空白地域を作らないよう、あゆみ園を存続させます。

4ページをご覧ください。

見直しの方法等についてですが、見直し案作成までに、未就園児ニーズ調査、小山東幼稚園の保護者へ施設利用に関するアンケート調査を実施し、施設の統廃合に関わる前沢地域、胆沢地域に再編準備委員会を設置しご意見を伺いました。これから保護者説明会、市民説明会を資料記載のと通りの日程で開催し、ご意見を伺ってまいります。なお、資料には、開始時刻の記載がございませんでしたが、保護者説明会、市民説明会についてはすべて、18時30分、午後6時半からの開催と予定してございます。

市民説明会等で出された意見については、第2回の再編準備委員会へお伝えし、最終案にまとめ、

また、全員協議会でも説明させていただき、令和8年度園児募集へと進めていく予定でございます。

以上、奥州市立施設の現状課題等を踏まえたロードマップの見直し案、その進捗状況、今後の進め方等についての説明を終わります。

○議長（菅原由和君） 説明は以上でございます。

ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。

2点質問いたします。

前沢のほうが出ていますけれども、この前沢で今、公立1、私立1という形になりますけれども、これで受け入れ人数といいますか、定員オーバーしないで、希望のところに入れるというような形で考えられているのかについて質問したいと思います。

もう1点ですけれども、職員、非常勤の方がお勤めされていますけれども、この配置といいますか、仕事に対する不安がないように考えているのかについて、この先の配置とかの部分について質問したいと思います。その2点です。

○議長（菅原由和君） 菊池保育こども園課長。

○保育こども課長（菊池利和子君） 1点目ですけれども、公立施設1、私立施設1になった場合に、子どもの数に対しての定員というところについては充足するという見込みとなってございます。

2点目について、主に前沢保育所にお勤めの職員に関してのご心配かと思っておりますけれども、職員配置につきましては、児童の数も減ってきておりますので、それに応じて減らしていくこともあるのですけれども、他の施設への異動や、あとは退職者の不補充、それから、個別の支援が必要な児童が増えている状況などもありますのでこれらを見ながら対応してまいります。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

1番、佐藤美雪議員。

○1番（佐藤美雪君） 1番、佐藤美雪です。

今説明いただいた3ページのところで、水沢地域の部分が入っておりました。いずみ保育園の3号を定員10人減員というところでした。公立施設、民ができることは民にっていう考え方が説明されているんですが、確かにこの、0歳から2歳っていうのは本当に先生たちの体制が必要な、一番、手のかかる年代なのですけれども、これが他の私立施設で受け入れが可能と捉えられている。それは定員の数での論議でしかないなと私は思うところがあります。で、私立の保育園の方々とお話をしたときに、その定員をしっかりと持つために、先生もそのために待機させている状況も伺っていますけれども、子どもが入ってこない、その待機しているときの、そういう対応、民間施設がそこで、その運営に困っているような話もあったんですけれども、そういう話を聞く中で、しっかり希望の保育園に入れる状況なのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菊池保育こども園課長。

○保育こども課長（菊池利和子君） 希望の保育園に入るかどうかについてですけれども、前に、待機があったときなどもありましたけれども、今年度については年度当初の待機もありませんし、また議員さんもお尋ねのとおり私立保育所では、定員がちよっと年度当初なかなか埋まらないというようなところもお聞きしておりますので、そちらについても、水沢地域の子どもが定員に対して入ってこないというところの対応にもなりますし、それに対して・・・

○議長（菅原由和君） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

○保育こども課長（菊池利和子君） いずみ保育園の定員減に関してですけれども、まず希望のところに入れるというところについては、以前あった待機については令和7年度当初についてはまず発生しておりませんし、それから、私立の施設さんからは、定員に対しての児童がなかなか少子化の関係でも入ってこないという大変さもお聞きしております。

そこで、いずみ保育園、公立の分としては、民にできるところは民にという考えから、定員減を考えておりますし、ただ、いずみ保育園については、先ほども申し上げましたように、配慮の必要なお子さんの受け入れ体制、医ケア児さんの受け入れ体制なども、公立で担うべき役割もありますことから、そちらについては対応するということで、その体制強化に職員を充てたいというところでの定員は10人減というところで、原案を考えてございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐藤美雪議員。

○1番（佐藤美雪君） すいません。今まで公立の保育施設が担ってきた部分は、市全体の保育の質を上げるっていうところで、大きな役割を發揮してきたと私は思っています。

もちろん私立の教育・保育が劣るという意味ではないんですけれども、やはり、民間を底上げしてくという働きが公的な保育にはあったと思いますので、そこを私は忘れてはいけないと思っておりますし、今、待機児童はないっておっしゃっておりますけれども、本当は私はこの保育園に入れたいっていう自己都合で待機をせざるを得ない状況の方も聞いているんですけれども、その実態は把握されているでしょうか。

そういう皆さんにも対応していくべきだと思いますけれども、お伺いします。

○議長（菅原由和君） 菊池保育こども園課長。

○保育こども課長（菊池利和子君） 公立の果たすべき役割というところについてはそのとおりと思っておりますし、議員おっしゃるとおり、今回準備委員会でも、公立の先生、私立の先生からお話を聞くことができましたけれども、公立、私立に違いがないよう、情報共有をしたり、お互い勉強し合いながらやっていられるというところで、差はないものと考えてございます。

ただ、その公立が担う役割というのは依然としてあると思いますので、そちらについては今後も果たしていくのかなと思ってございます。

それから、待機児童というところで私的待機の部分ですけれども、こちらについては、やはり、ここにどうしても入れたいってところがあるというのは把握してございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 他に。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項の③は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ④ 奥州市文化財保存活用地域計画（素案）について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の④、奥州市文化財保存活用地域計画（素案）について説明をいただきます。

高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 教育委員会でございます。

教育委員会からは、奥州市文化財保存活用地域計画についての説明でございます。このたび計画の素案がまとまりましたので、その概要と今後のスケジュール、またパブリックコメントの実施内容について説明差し上げたいと思います。説明は、担当課長より申し上げます。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） それでは資料に沿ってご説明いたします。

奥州市文化財保存活用地域計画（素案）についてということになります。

まず、計画作成の目的でございます。これは、平成30年の文化財保護法の改正により、市町村による文化財保存活用地域計画の作成が制度化されました。地域計画の作成により、行政や文化財所有者のみならず、地域総がかりで文化財を保存、活用する体制が構築されることが期待されるものでございます。

2として、計画の概要でございます。資料の02をご覧くださいと思います。

これが今回、地域計画を作成しております、素案の構成ということになります。

詳細な本文につきましては、03、04になりますけれども、この02の部分をご覧くださいと思います。

左の方からですけれども、奥州市の歴史文化を特徴づける文化財を後世に伝えるために、行政のみではなく、市民や市外の研究機関などの多様な主体との協働によって、文化財の保存、活用を進めるべく、奥州市文化財保存活用地域計画を作成し、様々な取組を実施していきます。

計画期間でございます。この期間につきましては、次期奥州市総合計画、これは令和9年度からとなります。及び、次期奥州市教育振興基本計画、これも令和9年度からとなります。これらの改定時期との整合性を勘案し、令和9年度から令和18年度の10年間といたします。

なお、この期間は、前期、後期に分けて計画をするものでございます。

計画の対象です。

市内には、指定等の文化財が313件あり、重点的に保護が行われています。一方で、市内には、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた未指定の文化財が数多く存在しています。本計画では文化財保護法で規定されている文化財に加え、近現代の先人資料や学校資料、オーラルヒストリー等の音声記録。歴史的公文書などの比較的新しい時代の文化財を含め、指定の有無にかかわらず、文化財として対象とするものでございます。

こちらにイラストがございます。マルがありまして、大きい外枠、これが本計画で対象とする文化財となります。内訳を見ますと、赤い丸が中ほどにありまして、指定等文化財、その外枠に未指定の文化財ということになります。指定等の文化財というものは、線を出しておりますけれども、歴史上や芸術上、学術上で価値が高いもの。国民の生活の推移や、生業の理解のために欠くことのできないもの。重点的に保護が行われているものでございます。

一方、未指定の文化財といいますのは、地域の人々によって大切に守り、育まれ、地域の歴史や文化を物語るものということで、こちらにありますとおり、近現代の先人資料、オーラルヒストリー、歴史的公文書などです。

図が6つに分かれております。この6つが文化財保護法で、6類型と言われているものでございます。このような区分のものを、体系的に保存、活用していこうとするものでございます。

目指すべき将来像と保存活用の方向性ということで、奥州市民憲章で示されております、奥州市

の歴史、伝統、自然は、市民の誇りとなるものです。これらを着実に後世に伝えるために、産・学・官・民が一体となって、奥州市の文化財を社会に開き、次世代に伝えることを目指すべき将来像とします。この将来像に向けて、文化財の保存と活用に関する取組を一層活性化させるため、4つの方向性を定め、事業を推進します。右側に色がついているものでございますが方向性として4つ掲げております。

1つ目が、奥州市の特色を伝える文化財の調査・研究。2つ目が、奥州市のアイデンティティとなる文化財の保存。3つ目が、多様な担い手による文化財の活用。4つ目が、文化財の情報資源化とネットワークの構築ということでございます。

この方向性につきまして、それぞれ課題、方針を定め、さらには、それに対する措置としまして、こちら、すべてで83件の措置を上げているところでございます。これが、現在作成している地域計画の概要ということになります。

資料戻っていただきまして、今後のスケジュールでございます。

こちらは、9月にパブリックコメントを実施いたします。

そして、10月には、パブリックコメントの結果の公表をいたします。

年が明けて令和8年1月、奥州市文化財保存活用地域計画作成協議会で素案を確定したいと考えております。

その後、3月に奥州市文化財保護審議会への素案の諮問。4月には、文化庁への素案の提出。そして、来年の7月に文化庁の認定を目指す。このようなスケジュールで進めております。

それでは、9月に実施するパブリックコメントの実施についてどういう内容かということで、4番ということで記載しております。

実施期間は、9月1日から30日までの1か月です。意見を提出できる方は、奥州市民又は市内に通勤、通学している方でございます。計画素案の閲覧方法は、市のホームページへの掲載、また、歴史遺産課窓口及び各総合支所への地域計画素案の配置でございます。意見の提出方法につきましては、別途、公開配置する奥州市文化財保存活用地域計画素案への意見に、必要事項を記入いただき、以下の方法で提出をいただきたいと思いますと考えております。4つでございます。1つが郵送。1つが電子メール。3つ目がファクス。そして、4番目は窓口持参ということでございます。

(5)として備考ですが、電子メールの場合は、必要事項が記載されていれば、受け付けます。

なお、口頭・電話での意見は、受け付けないということで考えております。

説明は以上でございます。

○議長（菅原由和君） それではご質問等があれば、ご発言お願いいたします。

12番、高橋晋議員。

○12番（高橋晋君） 12番、高橋晋です。

私事ですけれども、今まで一般質問等で、数度となくこの件に関してはただしてまいりましたので、9月の定例会でも一般質問させていただきたいと思っておりますが、パブリックコメントが9月1日からということでして、私の一般質問よりも前に始まりますので気になっている部分を質問したいと思います。

私の過去の一般質問において、令和18年度に新たな文化財施設の供用開始を予定しているとの答弁を得ているんですけれども、今回の地域計画の課題の最後ですかね。中核となる施設の整備とは、旧自治体が設置した既存の博物館、記念館を統合した新博物館建設を目指す、それを指しているとの認識でよろしいのか確認したいと思います。

また、設置場所とか、設置の規模、性格は、今後の地域整備や観光振興に直結する極めて重要な事項であると考えます。でありますので、その目標を明確に示したうえでパブリックコメントを求めるべきと考えますが、その件に関して質問したいと思います。

また、奥州市は、市民から文化財の寄贈が多いと承知しております。将来的な収蔵施設の確保について、どのようなビジョンを持っているのか、お聞かせいただければと思います。

それは、新たに今回設置を予定している中核となる施設の整備に含まれるものなのか、お聞かせください。

奥州市は、文化財の宝庫であり、多様な先人を輩出してきたまちであるということは、私は大変、大きな誇りに感じております。その価値をより多く市民と共有できることを強く願っております。歴史遺産課さんや、それから江刺郷土文化館さんをはじめ、市内の博物館、記念館が展開している他者への取組についても高く評価しております。そのうえで、中長期的な目標や目的が明示されなければ、実質的なパブリックコメントは得られないと考えます。パブコメは、行政が単なる形式的な手続きをこなすためのものではなくて、市民の考えや意見を真摯に受け止めるための制度と考えますので、計画には中長期的な目標を明確に盛り込み、そのうえで実効性のある取組を進めていきたいという思いで質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 質問をいただきました、まず1点目の新たな文化財施設の関係で、これは新博物館という認識でよいのかというお尋ねでございました。

ご存じのとおり、奥州市内には、博物館1つがございますし、それ以外にも記念館等、様々な文化財施設がございます。ここの措置で書いております、83番ですけれども、文化財施設再編ということでは、このような様々な文化財施設を再編するという、そういう視点からのものではございませんで、今の時点で、断定的に博物館の建設というところまで踏み込むものではございません。それもちろん選択肢ではございますけれども、まずは、様々なこれらの文化財施設、老朽化等もしておりますので、これらを再編するということからスタートするというもので考えているところでございます。

2つ目といたしまして、場所、あるいは金額についてはどういうことで考えているかということでございますが、これも今、お答えしたとおり、まずは再編ということからスタートしたいということでございますので、具体的なものにつきましては、現時点では想定しておりません。具体的には、ここの措置の81番にあります文化財施設再編等検討委員会、そちらの方で検討いただくことになるものと考えております。

2つ目でございますけれども、収蔵施設の関係で、非常にたくさん来ているがどういうビジョンをお持ちかというお話でございます。

これは、様々な文化財施設があるわけでございますけれども、いずれ、文化財には、まず、最も重視されるのは活用の前に保存というものが最優先されるものでございます。文化庁におきましては、その保存についての指針のようなものが示されております。それには湿度でありますとか、あるいは光、虫、様々な要件に対して、こういう方法で保存するのが望ましいということが、詳細に示されております。残念ながら、現状においては、それらをすべて満たすようなすべての施設となっておりませんので、まずは、それらの基準を満たすような施設にすることが、まずは当面、新しい施設に求められる機能として考えているところでございます。

3つ目となりますが、パブリックコメントに実施するに当たって、より詳細な中身のものがなけ

ればパブリックコメントを実施しても余り良い意味がないのではないかというお話でございました。現在作成しております、この地域計画につきましては、内容といたしまして、大きく2つの側面がございます。1つは、基本文化財の行政の基本構想的な部分。そしてもう1つは、具体的なアクションプラン的なものということで、10年という一区切りで全体を見通して、こう進めていきたいのだという理念的な部分と、さらに、前期、後期に分けての、それぞれの期間ごとの実施したい方向性を定めているということで、確かに、より詳細なものができればそれに越したことはないんですが、残念ながら、限られた期間の中で、まずは理念的なところでこう進めたいのだという部分を市民の方々にお示しをして、それに沿って力を1つの方向性に沿わせる形で、文化財行政を進めていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 高橋晋議員。

○12番（高橋晋君） ありがとうございます。

そうしますと私が以前の一般質問でお答えいただいた、令和18年度に新たな文化財施設の供用を開始するという部分ですけれども、それと、今回のこの保存地域計画は直接関係するものではないのか。そこら辺を再度教えていただいて、残りは、一般質問で質問したいと思います。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 令和18年度の供用開始というのは、先ほども申しました文化財施設の再編の中に含まれると考えております。といいますのは、再編ということですので、もちろん新設ということもありますし、あるいは合併してどこかにということもございます。いずれ、18年度の供用開始ということは過去、議会においてもご説明しておりますので、そのものを含めた再編ということで、記載しているところでございます。再編というのは、その新設も含めたという、捉え方をさせていただきます。例えば、具体的には、老朽化が著しい場合には、そこは廃止というものもございます。この再編の中にはその新設も廃止も含めた考え方ということでの再編という表現にしております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 高橋晋議員。

○12番（高橋晋君） すいません。1つだけ確認ですけれども、そうしますと既存の施設をすべて統合するというのも含めて検討するでしょうけれども、ある施設は残してそれ以外を統合するなんていうことも含まれるということでしょうか。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 個別の関係、今お話があったような施設の取扱いにつきましては、施設の個別計画で既に、この施設は何年まで残そう、この施設については廃止をしようということが定められております。といいますか、決めて進めております。今回はこの市文化財施設の再編につきましても、既にあるその計画を基にしながら、さらに検討を進めていくという進め方となります。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 他に。

3番、菅野至議員。

○3番（菅野至君） 菅野です。1点だけちょっと確認の意味で質問させていただきます。

今回素案の中でですが、今見ているのが②の資料なのですが、その指定の文化財と未指定

の文化財という部分の振り分けがされているわけですが、例えば動かせる文化財等であれば保存する場所等々、改善していけばというのがあるんですが、例えば石碑であったりとか塚であったりとか、例えば旧街道って言ったらいいですかね、そういうところで文化財として指定されているとか、あと地域の人たちが守っている文化財というのがあるわけですが、そういった部分の管理というのがなかなか厳しくなっているっていう地域の声とかが聞こえてくる中で、この地域計画の中で、そういった部分をどのようにというか保存管理していく方向性で見ているのかということころをちょっと確認の意味で質問させていただきます。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 実は、それが今一番地域の方でも切実な問題ではなかろうかなと考えております。現状ではまず文化財につきましては、所有者が管理することになっておりますので、そちらの方での管理が主体となります。そして・・・

○議長（菅原由和君） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 再開いたします。では続けてください。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 行政といたしましては、現状、補助金等がございますので、ただあれは指定の分でございますけれども、そちらでの指定の分について、支援をしていくというところがございます。

また、それ以外の分についてはどのように考えているかということになりますと、これは80番の方に、文化財保存活用支援団体指定の検討と書かせていただいておりますけれども、このような団体指定を検討したいと思います。これはどういうことかと申しますと、地域の文化財の保存会、あるいはNPOなどの民間団体、いずれ、団体ということになるんですが、その団体さんが、文化財の保存活用に取り組んでいく。このような場合に、市町村がパートナーシップを結ぶことで、側面的に支援していくという制度があるようでございます。ですが、果たしてそのような団体が、市内にあるか、あるいはこれから出てくるのかということもございますので、こちらの方では表現といたしまして、検討ということでさせていただきましたけれども、このようなことも、視野に入れながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○3番（菅野至君） ありがとうございます。ちょっといろいろ聞く話ですと、今知っている方で、自分がいなくなるともう史跡等は一切語られなくなってしまう、とかという話も聞いてくるので、例えば先ほど答弁いただいた80番であったりとかもそうかもしれませんが、やはりデジタルの部分で、やはりその地域と一緒に取組を進めていくとかというの、やはりそういったことも重要かなと。そういったことで後世に残していくというのは今、すごく大きなコンテンツじゃないかなと思いますので、そういったところも今後この素案から実際の計画を作る中で、いろいろ考慮していただければなというところで質問いたしました。何かあればお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） ありがとうございます。

デジタルにつきましては、70番で、文化財のデジタルアーカイブの充実ということで捉えておりますので、ただいまご意見あった内容につきましても、その対象とするように検討してまいりたい

と考えております。ありがとうございます。

○議長（菅原由和君） 他にまだご質問者いらっしゃいますが、ここでJ－A L E R Tの訓練が入るそうなので、午前11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） それでは、再開をいたします。

説明事項④の質問を引き続きお受けいたします。

16番、瀬川貞清議員。

○16番（瀬川貞清議員） 16番、瀬川貞清です。

これは計画でありますので、スケジュールを見ても、本会議にかかるというのは、さっきのお話のようなのですが、それで議論の仕方なのですけれども、議長から、本会議に回せるものはそうしなさいということなのですけれども、計画という性格上、すぐに本会議にかかるようなことはないと思われるんですね。基本的には、さっきから出ているように、一般質問とか、予決算の関係するところで取り上げるという議論の仕方でいいのでしょうか。

私もちょっと、一通り目を通したんですけれども、かなりの項目に上りますので、私も取り上げるとすれば、少しいっぱい項目を取り上げたいと思っているんですよ。基本的には一般質問のような形でしか、今日受けた説明の議論ができないのかというあたりのことをちょっと聞きます。

○議長（菅原由和君） すいません、今の質問どなたへの質問ですか。

○16番（瀬川貞清議員） 歴史遺産課で。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 議会での議論の方法というお話かと思いますが、資料の方、今後のスケジュールにありますとおり、現在でもまだ素案ということでございます。そして、この進め方としては、素案を作っているところは作成協議会が作成しているということでございますので、それが来年の1月に素案が確定する。そして、次に、さらには、市の文化財保護審議会へこちらで諮問をして、そしてここにあとさらには具体的には文化庁に出しましてこれでいいですよという方向性になって、今度は教育委員会でそれを議決ということになっての、さらに文化庁に正式に提出して認定という格好になります。

そのようなことを踏まえますと、例えば、一般質問でこちらの素案についての質問を頂戴いたしましても、先ほど申し上げましたとおり、この計画を作成しているのは作成協議会の方々でございます。このために、議場で、例えば断定的なことをこちらの方が行政としてお答えできるという内容のものではございません。ですので、もしも、計画確定後であれば、あるいは可能かと思われますけれども、まだ作成の段階で質問をいただきましても、こちらとしましては行政として、あるいは課としては、お答えいたしかねるという内容になります。また、ご意見はご意見として頂戴して、協議会の方でお諮りをするということになろうかと思われま。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 確認です。計画期間のところで、令和9年から令和18年、これの根拠が次期総合計画だという話ですが、本日の協議の題目でもありますが、総合計画がいろんなパターンを検討して現時点で、この方向でいきたいというところには、超長期の基本構想的な部分については10

年から30年で、アクションプランは4×2ということでの提案をする予定のようですが、そうなった場合はここも4×2に直っていくっていう承知をしているのかっていうのが1点目です。

2点目は、ここで言うのがいいのかどうか分かりませんが、観光分野での活用の部分で、私、常々いろんなところで話をしている、思っているところがあるんですけども、学芸員さんの知見を活かすというところについては今までの議論にはなかったのか、ちょっと探したところそういう項目がなかったように私はお見受けしましたが、今後そういったところを議論の余地があるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 総合計画との整合性、期間の整合性の点についてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、まず、この計画を作成するに当たって、文化庁からの指針というものがございます。そちらには、ある程度の長期、10年などという表現でございましたが、その点を踏まえまして10年といたしました。

総合計画につきましては、これから様々、進められていくということになりますが、この計画を作成するに当たってそちらとの整合性をどうするかということも検討いたしました。

しかし、そちらは、総合計画は総合計画として定めて進め、また、こちらの地域計画はこちらの地域計画として定め、それぞれの計画の中で整合性を図っていくということで、必ずしもリンクしなくてもよいのではないかとということで、現状、10年間、そして、前期後期と設定しているところでございます。

2点目の学芸員の知見を活かすということでございますが、こちらにつきましては、観光面での連携というお話でございましたが、具体的には、そのような、例えば、ここでの解説をお願いしたいというような、スポットスポットでの依頼があれば、こちらにつきましては、その文化財の説明ということであれば、当然学芸員が可能なものでございます。ただ、全体の、例えば観光的部分について、そちらまで学芸員がプロデュース的なことを求められますとそれはやはりいささか、ちょっと業務の範疇を越えるものでございますので、その辺は、必要とする部署との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 1点目、そうすると、表現として、ここに次期総合計画を、整合性を勘案しての整合性、今課長の答弁だと、期間の整合性ではなくてということになりますので、むしろこの期間というところで説明するのであれば、文化庁からの指針に基づきとか、根拠を求めるのはそちらが妥当だと思いますので表現については検討すべきだと思いますので、これ意見として申し上げておきます。

2点目も、これも意見ですが、実は私、過去に所属した産業経済常任委員会で糸魚川市に観光の形で視察に行った際、あそこは1種の翡翠が採れるところでそこで、その石を研究する学芸員さんが、今いみじくも課長がプロデュースという話が出ましたが、もちろんプロデュースなんですよ。その、要はこの石を使って糸魚川をどう観光面で発信するかっていうところ、学芸員さん自らがいろんなものを、資料を作ったりして、イベントを考案し、それに対して子どもたちとか親子を呼んでやっていくってことで、いわゆる入込数を増やしているというようなことの事例がありました。今、業務の範疇を越えるって話ありましたが、それも考え方だと思いますので、それも含めて、やっぱり業務という捉え方も私はできるんじゃないかと。というのは、他市にそういう事例があ

るってことです。これも意見として捉えてほしいんですが、そういったところを含めてせっかく専門性の高い学芸員さんがおられるわけですから、その業務の一部として、そういったことについても今後検討すべきだと思いますので、ご検討方お願いします。答弁は要りません。何か見解があればもらいますけど、以上で終わります。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 学芸員の事業の在り方ということにつきましては、実は今月も、角塚古墳での解説ということを実施するところでございます。

今の糸魚川市のお話のように、内容的にはやることは同じなのですが、あるいは観光面との連携ということも実施することによって、そのような見え方もするのかなとも今考えたところでございますので、ご意見として頂戴したいと思います。ありがとうございました。

○議長（菅原由和君） 19番、及川佐議員。

○19番（及川佐君） 幾つかお伺いしますが、このパブコメの仕方っていうのは、この83項目に従って個々の1項目1項目について意見をコメントを寄せるっていう、そういう形式なのでしょう。あるいは、もうかなりの広い分野に跨っていますから、パブコメの出し方、あるいは求め方はどういう形を想定しているのか、ちょっとお教え願いたい。理念的なことの可能性もあるし、さらに細かなことに、従って一個一個に意見も出てくるっていう可能性もあるので、どういう形を希望しているのか。それから、本来ならこの計画そのものを地域におろして、地域の意見を聞くっていうのも望ましいスタイルだと思うんですね。ものによっては地域にこだわりがあるものもあるし、あるいは、団体においてかなりこういうふうに考えたいということもあるので、そのおろし方あるいは集約の仕方、場合によっては、地域間におろすとか、あるいは諸団体に、これについてどう思うか考えてほしいとかなんかそういうやり方ですね。これについて、2点についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） パブコメの出され方といいますかどういったところを対象にというお話でございました。これにつきましては、先ほど計画の側面として理念的な部分と、それぞれのアクションプランというお話もしたところでございますので、双方にご意見を頂戴して構わないと考えております。

この意見そのもの、1件1件でもよろしゅうございますし、あるいは、全体での理念でも十分、ご意見として頂戴したいと考えております。

2件目の地域におろして、あるいは諸団体からの様々な声を聞いてはというお話でございました。これは令和4年度から、この計画の作成づくりを進めておりまして、その中におきまして、文化財保護調査委員さん方のお声も何度となく頂戴しておりますし、また、様々な文化財に関わる団体さん、例えば、顕彰会の方々のお声ですとか、あるいはこの作成協議会の方々の構成員も、その構成となっているものは非常に多い民俗芸能の団体さんであり、あるいは、文化財、仏像などの所有あるいは、あとは観光関係など、広い範囲の方々からお引き受けをいただきまして、お声をいただきながら作成を進めているところでございます。そのような格好で、幅広くお声を、衆知を集めていると当方としては捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○19番（及川佐君） パブコメする側からすると、この83項目はかなり、この1項目1項目のうち、

関心事も強い可能性のものによってあると思うんです、それぞれね。するとかなり、やればやるほど相当な意見が出る可能性がある。やらなければとおり一辺倒の、おそらくホームページに出して、支所に文書を出して、待ってれば、そんなに出不いと思いますね。

これもそうなのですが、すべてやっぱりまちづくりとか、地域づくり、特にこういうものは地域にこだわりがあるので、今回を契機にしながら、そういう意見をなるべく、皆さんの意見を出せるような形で、地域におろしてく、あるいは地域から上げていくということは極めて重要だと思うんです。というのは、そのあとも、結果的なことも、かなり地域にとって大きくなる可能性もあるわけで、お願いすることも出るわけですから。それは先ほど専門的なこと以外に、今現実の地域の様々な組織があるわけですから、もっと極端に言えば自治会とかね。地域の部落ごとの単位に落とし込むと、すればするほど、あとでそのあとも何十年であれ役に立ってくる可能性があるのです、そういう、ただし時間がかかるし、かなり手間もかかることなんです。それを惜しまずにやるのが重要だと思うんですが、その意味で、パブコメの仕方、おろし方、集約の仕方は、もう1回検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） お話したい内容につきましては、非常に分かります。全くそのとおりであろうかと思います。

しかしながら実はこの4年間進めてきた、先ほどもお話をいたしました、文化財保護調査員さん、この方々は、それぞれの地区にいらっしやいまして、30名の方々が毎年毎年、有形の文化財、あるいは無形の文化財をパトロールを実施していただいているところでございます。そのようにしてパトロールでも、地域の方々のお声など、実態などをつぶさに拾い上げていただいているということ踏まえまして、そちらの方々のご意見をいただきながら、この作成を練り上げてきたところでございますので、確かに地域の方々にまで落としとしてということであれば非常によろしいんですが、時間的な制約もございますし、また、内容的にも先ほど申し上げました、文化財調査委員さん方の非常に知見を活かしたものと考えておりますので、このとおりのこの期間でのパブリックコメントの実施にしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 及川佐議員。

○19番（及川佐君） それならば、調査員の方、30人いらっしゃるということですので、行政区30行政区ですから大体、1行政区に1人当たりいらっしゃると思うんです。となるとその調査員の方を囲んで、地域ごとにもう少し、懇切丁寧な説明と、意見を聴取するってことは、これは可能だと思うんですが、そのぐらいやっぱりやったほうが、どの程度さらに地域までおりるか分かりませんが、最低でも調査員の方と、その他の自治会なり地域でやっている方との話し合いってというのは、やったほうがよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか、できるんでしょうか。お願いします。

○議長（菅原由和君） 小野寺歴史遺産課長。

○歴史遺産課長（小野寺正行君） 文化財保護調査員さんにつきましては、各地区振興会さんの方からご推薦をいただいているものでございます。そのために、あるいは地区振興会さんによっては取扱いが違ってくるかもしれませんが、よく見られる方法としては部会のようなものがあるようでございます。教育部会的なところがございまして、そこに入っていたりということもしているようでございますので、地域の声は、そのようなところからも、おそらく反映をさせていただいているのでは

ないかなと考えているところでございます。

お話は全くそのとおり、こちらといたしましても、非常に広く多くの方々のご意見をいただいて、作りたいと考えておりますが、何分、限られた時間ということもございますので、このような格好で進めればと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 他に、よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので説明事項④は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑤ 奥州湖周辺エリアプロジェクトの進捗状況について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に、説明事項の⑤、奥州湖周辺エリアプロジェクトの進捗状況について説明をいただきます。

佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） 奥州湖周辺エリアプロジェクトにつきましては、プロジェクト部会を組織しまして部局横断的な検討を進めているところでございます。

モンベルの助言により策定しました奥州湖周辺エリア活用整備構想というのがございまして、それに基づきましてアクティビティ振興や観光振興、あるいは日本有数の胆沢カヌー競技場を活用したカヌーの主要大会の誘致。競技力向上を図りながら観光、スポーツの両面からエリアの活性化を目指しているものでございます。

あわせて現在改修中の奥州湖交流館につきましても、アクティビティ及びスポーツ、それぞれの拠点としての機能を付加することで検討を進めておりまして、新年度からのリニューアルに向けまして、9月議会において条例の改正案を提案予定でございます。

本日はこれらの内容を含めまして、奥州湖周辺エリアプロジェクトの現時点での進捗状況についてご説明をさせていただくものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） それでは私の方から資料に基づきましてご説明させていただきます。

奥州湖周辺エリアプロジェクトの進捗状況について、1ページをご覧いただきたいと思います。

1、奥州湖周辺エリアプロジェクトが目指すもの、とあります。

本プロジェクトを広く官民連携の手法で具現化するため、奥州湖周辺エリア活用整備構想を令和6年3月に策定しております。本プロジェクトの推進に当たりましては、観光のみならず、日本有数のカヌー競技環境、奥州いさわカヌー競技場を活かした国際・国内の主要大会の開催及び競技力の向上を目指し取組を進めることとしておりまして、インバウンドを含めた交流人口、関係人口の拡大が期待されるところでございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。

2、奥州湖周辺エリアの具体的な活用でございます。

2つ目になりますが、奥州湖周辺エリアの核施設、奥州湖交流館、奥州いさわカヌー競技場の再整備、有効活用を関係機関と連携により進めているところでございます。

今後、奥州湖周辺エリアのにぎわい、なりわいの創出を目指しまして観光振興及びスポーツ振興の2つの視点で活用検討を進めております。

観光につきましては、民間主体の受け入れ体制を立ち上げまして地域資源を活かしたアウトドアアクティビティの開発を進めるとともに、情報発信を強化をいたします。スポーツにつきましては、カヌー競技者の強化を進め国内主要大会の開催継続や、将来的な国際大会の開催を目指すところでございます。

3 ページ目をご覧くださいと思います。

3、奥州いさわかヌー競技場の活用強化でございます。

カヌースラロームワールドカップ等の世界大会を目指すということで、現在、カヌージャパンカップが開催されておりますが、NHK杯やアジア選手権大会、ワールドカップなどを目標として、効果といたしましてはインバウンドを含めた交流人口の増加を目指しているものでございます。ワールドカップ等に対応できる体制整備でございますが、各関係機関との連携強化、それから人材育成、地元選手の育成や大会運営役員の養成。環境整備といたしましては、奥州湖交流館の改修工事を現在行っているところでございます。

それから競技場環境整備であります、河川護岸等の整備を国土交通省へ要望や、水源地域振興整備基金やハイブリッドダムによる水源地振興を活用した環境整備を検討しております。

また、プロモーションにつきましては、カヌー合宿誘致やスポーツツーリズムの推進といったところでございます。

4 ページ目をご覧くださいと思います。

4-1 になりますが、奥州湖交流館の改修工事の内容でございます。

こちらにつきましては、既にご議決いただいております予算によりまして、第2世代交付金を活用しまして、改修工事を進めているところでございます。建設工事、電気設備工事、機械設備工事でございますが、主な設備内容としましては、大きなところでトレーニングルームの設置などを行っている状況でございます。

4-2 になります。奥州湖交流館条例の一部改正でございます。

奥州湖交流館のリニューアルに当たり、本条例を一部改正しようとするものでありまして、9月議会への議案提出を予定しているところでございます。概要といたしましては、まず設置目的が、今までは現行は、胆沢扇状地の部分についてでございましたが、改正後につきましては奥州湖周辺エリアの観光及びスポーツの振興を図るとともに、市民との体験活動、交流、及び健康増進の場を提供するというような趣旨でございます。

休館日につきましては、現行は12月1日から翌年4月、第2金曜日、いわゆるウィンターシーズンを休館としておりましたが、改正後につきましては、4月から11月につきましては水曜日を休館。12月から翌年3月につきましては、月曜から金曜の平日と、年末年始を休館とするものでございます。使用区分・使用料につきましては、会議室については改正なしで、新たに設置しておりますトレーニングエリアにつきまして、料金の設定を新たにしようとするもので、これにつきましては、Zアリーナの料金設定に準拠するという内容で考えているものでございます。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。

5、プロジェクト推進体制構築の推進状況でございます。

(1)、奥州湖周辺エリアプロジェクト推進組織設立準備会の設立でございます。これにつきましては、今年3月21日に設立してございます。奥州湖周辺エリア活用整備構想の目的を達成するために、

自主的に推進活動の計画及び実施を行う推進組織の設立に向けた活動を行っているところです。構成団体といたしましては、宿泊事業者3者、アクティビティ事業者3者、それから飲食事業者2者、商工・観光団体2者の計10団体で組織してございます。

(2)といたしまして、現在ワーキンググループを設置し具体的なところを検討していただいているという状況でございます。

6の当面の取組でございます。

まずは、プロジェクトの推進体制の構築ということで先ほどご説明しました（仮称）アウトドア推進協議会の設立に向けて現在進めているところで、予定といたしましては、令和8年3月に設立をしたいということで今現在進めているところでございます。奥州湖交流館につきましては、令和8年6月の運営開始を予定してございます。

最後、6ページ目になりますが、参考資料といたしまして、こちらにつきましては、（仮称）アウトドア推進協議会のイメージということで、第1回奥州湖周辺エリアプロジェクト推進組織の設立準備会のワーキンググループに提出した資料でございます。

こちらが全体としてアウトドア推進協議会としてのイメージを書かせていただいた部分で、後程ご覧いただきたいと思います。

説明の方は以上でございます。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたらお受けいたします。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。3点お伺いいたします。

1点目、3ページのところでカヌーの部分で、今後、アジア選手権ワールドカップ目標とありますが、これに関連して1点目は、今やっている、ジャパンカップのような形の文字どおり市の予算、人、等々で相当な市の業務が多いわけです。お金もかかっていますが、そういった形をまたこの大きな大会でもやっていくのかどうか。私は、こういう方向性として目指すのであれば、さらに費用が拡大していくってということについては、いささか疑問があります。そういったところについてどのように考えているのかお伺いしますし、そもそも論として、胆沢カヌー競技場、この位置付けというのは、何かそのこういうところを市が目指すっていうのは、国交省なり、ダム管理事務所なり、そういったところについては、大丈夫なんでしょうか。今回水不足っていうこともありまして、水を使うことに対するその理解であったりとか、一部農家の方からもあります、カヌーに水を使っているっていうことがあったりとかっていうようなことも漏れ聞こえるわけですが、この部分にこういうふうな形でどんどん拡大していくってことについては、そもそも論としてちょっとどうなのかなっていうところは私は疑問に思うので、その点についてお伺いいたします。

2点目は、4ページの部分で今回の条例改正、詳細については議案審議のところでも取り上げたいと思いますが、基本的なところで休館日が今回、通年でやるんだと、この間、いろんな部分で質疑を通して言ってきたんですけども、今回見たら通年では確かにありますが、冬は月、金、休むんですね。なぜこのようにしたのか、理由をお伺いいたします。

それから2点目は、将来的にはここは指定管理になる予定と思うところでございますけれども、こういった不規則な閉館日があることによる雇用の不安定が生じるのではないかと、つまり、指定管理者からすると、冬場の月、金、休ませなきゃないっていうところに対してどのようにその雇いを維持していくのかっていうところが懸念されます。どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） 私の方からは、1点目につきまして、ご説明の方をさせていただきますと思います。ワールドカップの、いずれ開催の方を目標としていくということで掲げてございます。費用面でもですし、あと運営の方法をどうしたらいいかという部分。それから、ソフト面、どういった人的な対応等々、どういった部分が必要かということにつきまして、今情報収集をしている段階であります。ジャパンカップと同様の運営でいくのかどうかという部分もありますけれども、規模が大きな大会ということになれば、当然、市だけではなくて、もっと広く、関係団体と、今まで以上に連携してやっていく必要があろうと思いますので、その辺については、これからの研究ということになろうかと思います。

それから、競技場の関係の、水の方の理解等々ということでございますけれども、例えば、今回のジャパンカップの開催で言えば、ジャパンカップの開催前後、ダムの方の放流量を見ますと、大会の開催の際に、毎秒1トンないし2トンほど放流量を減らしていただいたような実績になっております。これについては、大会の1週間前に、ダムの水利協議会が開催されておまして、その中では、農水省、農政事務所であったり、県の農政部、農林関係の部の職員が入った形で、大会に必要な水量をこちらの方からお伝えし、それでも灌漑用水等に影響がないということで、ご理解をいただいたうえで、大会の開催をしているということになりますので、いずれ水の使い方についてはそういった関係者の皆さんにご理解をいただいた形で、今後も水量の維持ができるような形でご理解をいただいて大会は進めていくということになろうかと思います。

いずれ、国交省の方とも、いろいろとパイプを作りながら対応をしておりますし、管理連盟も含めて、関係機関と連携を取りながら将来的な目標として今後進めていくという考え方でございます。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） それでは2点目の条例改正の部分についてご説明させていただきます。

まず、12月から3月の平日の休館の部分でございます。この部分につきましては、奥州湖周辺エリアのアクティビティ及びカヌー等のスポーツの核施設として、通年開館を目標に、やろうということで進めているわけですが、現在、ウィンターシーズンの活用に係るプレーヤーにつきましては見込めていない部分がございます。

この部分につきまして、来年度からプレーヤーの育成などを行っていきたいと考えてございます。これらのことから、当初ウィンターシーズンにつきましては特に平日の利用は少ないのではないかと想定されることからスタートにおきましてはスモールスタートという形で、平日につきましては休館とさせていただくような案とさせていただいております。

それから、指定管理者の雇用の部分につきましては、現在指定管理料の算定をしているところでございますけれども、これにつきましては、算定につきましては配慮を行った形で進めて参りたいと、関係部とも協議しながら進めて参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） ちょっと補足説明させていただきますと、さっきの灌漑用水とこのカヌーの水なのですが、これはダムの構造上、実は発電した水、エネルギーをドーンと落として、それが胆沢カヌー競技場に流れているんですよ。ですから灌漑用水とは全く別で、かつまた胆沢川を流れて愛宕の辺りから灌漑用水に合流するんです。ですからこれは国交省にも確認したんですが、その、

要するに水不足とか、田の方のそういうのには全く影響しないです。ただ、ここまで渇水状態になると、要するに水力発電を止めるっていう、そうなったときには、考えなきゃいけません。例えばカヌー競技をやるために、電力発電を止めないでくれっていうような状況になったときには、いろいろ関係しますけど、構造的には全く灌漑用水と関係ない構造になっていますんで、そこはご安心してくださっていうのが、国交省の見解でもあります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 最後の市長の話、承知いたしました。私ちょっと勉強不足でした、すいませんでした。カヌーの部分については、これは私の意見ですので答弁はいりませんが、ともするとやはり、誘致をするっていう形になると、なおその市の方の負担が大きくなっていく。お金も含めてですけど。そういったことが少し懸念されるので、十分に課長が申し上げたとおり関係団体等々のいろんな費用負担であったりとか、その業務の負担であったりとか、きちっと奥州市だけが過度に負担にならないように、やるのであればそういったことを視野に入れて考えてくださいということ、でこれ意見です。

2点目の部分については、そうすると休館日についてはちょっとこれ概要なので、多分ですけども、こういう規定は入れますよね。例えばその原則的には閉館だけれども、必要な時に開けることは市長の判断によって云々というのは、入れるということでもいいのかどうか確認をいたします。

あと、指定管理者への配慮については課長のほうで考えていくってことですので、非常にその雇用が不安定になるっていうことは逆に言うと指定管理者が手を挙げづらくなるということの要因の1つになりますので、十分に配慮いただければなと思います。

再度答弁あれば、伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） 議員おっしゃられたとおり休館日につきましてはそのとおりですが、ただし市長が認めるときという規定は当然設けている内容でございますので、そういった場合、例えば合宿などでいらっしゃった場合は、平日でも利用が可能などということが考えられるかと考えております。

指定管理者の雇用につきましては、ある程度、指定管理者選定委員会の方でいろいろご審査もいただくわけですがそういった中で、それまでには、いろいろ検討、配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

まず今もちょっとありました、指定管理選定委員会の話も出ましたけれども、今のスケジュールに具体的に選考会といいますか指定管理者指定のスケジュールがなかったので、条例改正は、9月っていうことでしたけれども、その後の部分、指定管理者の選定の契約の流れについて確認させていただきます。

それから、資料3ページにあります人材育成の部分でプレーヤーがこれからというお話でしたけれども、この中に、市内高等学校へのカヌー部設立支援ってあるんですが、私の記憶ではカヌーってインターハイ種目ではなかったように記憶しているんですけども、そこで何か変わっていれば、それはそのとおりお答えいただければいいんですけども、そのインターハイ種目ではないものを

高校で作る可能性があるのかという部分です。インターハイ種目だったら、それはいいんですけども。もう1つが、部活動の地域移行の流れが遅まきながら進んでいる中で、高校への部設立支援っていう考え方がそもそもどうなのかっていう部分があるんですが、これについてお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） それでは指定管理の関係のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。

条例改正につきましては9月議会への提案ということで先ほどご説明しましたが、その後は10月に指定管理者選定委員会で指定管理の仕様書についていいますか要綱を審査いただきまして、そこから募集をいたしまして、11月募集、それから12月頃にさらに指定管理者選定委員会、開催いただきましてそこで指定管理候補者の検討をいただきまして、2月議会に候補者の意見を提出させていただきたいという流れで、4月からの指定管理のスタートという形で考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） 2点目につきましてご説明いたします。

カヌーのスラロームの競技につきましては、インターハイの競技にはなっていないというのは、議員おっしゃるとおりでございます。

なので目標とすれば、今回のジャパンカップであったり、各地でローカルの大会等あれば、そういった大会への参加というのが目標ということになるかと思えます。

以前、高校の部の関係ですけれども、ある高校の方から、部設立につきましてご相談を受けたという経過がありまして、こちらの方としても、何度か交渉というか、話をさせていただいた経過はございます。で、カヌー単独の部であるとなかなかちょっと難しいなと、他の部と兼ねる部とかということであればいいんじゃないかといったお話を先方から伺った経過もあります。あとは練習場所までの移動の手段等々、課題もあるということで、結果的に、創部には至っていないというのが現状でございます。こちらに高校の部の設立の支援ということで掲げておりますけれども、いずれ相談等があれば、こちらの方でもまた、こういった支援ができるかということころも含めて検討したいという意味で、資料の方には掲げております。

ただ、地域移行のお話がありましたとおり、ジュニアカヌークラブの方に、高校生、あるいは中学生が入りまして、活動をしていると。平日土日含めて。学校のクラブとは別な形で、ジュニアカヌークラブの活動を行っている例がございますので、こちらについて市の方でも、今までも支援しておりますけれども、今後も支援していくという形になります。で、部活動という形ではなくていずれ、地域活動、広く言えば地域活動だと、地域の活動だと思いますので、こういった部分で、競技者育成に繋がる活動として、市として支援を継続していくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） 指定管理に関してのまず流れは分かりました。

ちょっと今日ここまで聞いていいのかわからないんですが、それがいわゆる公募でいくのか非公募でいくのかっていう部分をちょっと、そこも確認させていただきたかったんですけども。資料の5ページで、プロジェクト推進組織ってということで、設立してってこの表の流れの中で、ちょっと、指定管理開始っていう部分までの説明がなされているので、これっていわゆる非公募と

いいですか、そういう形で進められていくのかと見れてしまうんですけれども、この点も確認させていただきたいのと、一方で6ページの参考資料ですけれども、このアウトドア推進協議会と指定管理との関係が情報提供という矢印で結ばれてはいるんですけれども、その推進協議会の方で、ワーキンググループから出てきた課題ですかね。奥州湖交流館トレーニングエリアの有効活用策の検討というところがあって、いわゆる、もし指定管理者とアウトドア推進協議会が別の存在だとした場合、指定管理事業者の運営の仕方に外部の団体が、表現は悪いんですけれども口を出すという関係になるのかっていうところもちょっと確認させてください。

それから、人材育成の部分は、今の説明は分かりました。実質そうになっていくんだろうと思うんですけれども。私も、その高校から聞いたわけじゃないんですが、いずれ、これからそのプレーヤーを増やしていくという部分に関して、学生が吹奏楽部の楽器もそうですけれども、高い機材をどうやって用意していくのかっていう部分がまず課題ですっていうところもちょっと聞いている部分もありましたので、プレーヤーを増やしていくっていう部分であればやはり最初の何か提供できる船を増やしていくっていうのが1つの考えではないかなと思うんですけれども、ちょっと余計な部分ですがこの点についてもお尋ねいたします。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） それでは1点目でございます。まず、指定管理につきまして公募かどうかということですが、これは公募でございます。公募という形の中で、お示しましたスケジュールの中でやっていきたいと、手続きを進めてまいりたいというものでございます。

それから指定管理者に対してアウトドア推進協議会との関係性でございますが、まず指定管理につきましては単なる奥州湖交流館の管理者ということだけではなくて奥州湖周辺エリアの様々な、今お示ししているプロジェクトにつきましてもご協力いただいていくというような内容でございますので、そういったものを、意見交換なり情報提供、情報交換しながら、こういったものを進めてまいってという趣旨で、こういった位置付けといたしますか、今現在設立準備会も含めまして検討しているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 菊池生涯学習スポーツ課長。

○生涯学習スポーツ課長（菊池淳君） カヌー等の必要な用具というか、機材、その面のご質問でございました。こちらについては、市の方でも、カヌー艇を数台整備しておりますし、あと新たに購入することにもしておりますので、始める時点では、そういったものをお貸しして、そういったものを活用しながら、カヌー競技に取り組んでいただくような形になろうかなと思います。

あとは、その後本格的に活動するということになれば、ご自分で用意する場合もあらうと思いますけれども、いずれ導入時点では市で用意しているカヌー艇は使えるということになってございます。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） すいません、私の聞き方がちょっと悪い部分もあったんだろうと思います。再度の確認です。この推進協議会は、指定管理者には応募してこないっていう考え方でいいのか、最後確認します。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） 推進協議会につきましては先ほどご説明しました、

10団体の集まりになっていますんで、こちらが指定管理者になるということはちょっと想定してございません。この中の方が手を挙げることは想定されますけれども、という形でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） ほかに。

27番、今野裕文。

○27番（今野裕文君） お昼時間、すいません。

私、地元でひめかゆのことを聞かれて答えられなくて困っているんです。宿泊施設が3社入っているようですけども、位置付けがどうなっているのかというのをお尋ねをしたいと思います。一応、まだ、最大株主だと思うんですけど、その経営状況も含めて聞かれるわけですが、本当のことを言っているのかどうかも分からないし、どうしたらいいのかなって私はいつも思っているんですが、まずその位置付けとそれから、カヌー競技が開かれているときは、旧やけいし館は使われているようですけども、それらの位置付けがどうなっているのかをお答えいただければと思います。

また、敬老会があったり、いろいろ呼ばれて、いくのはありがたいんですけど、聞かれるのはそこに集中しますので、答えられるような回答をいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） ひめかゆ温泉の部分でございます。まず、ひめかゆ温泉につきましてはこのプロジェクトにおきましても、重要な施設ということの位置付けということでございます。その中で経営状況につきましては、先月も役員会の方に、アドバイザーという形で出席させていただいておりますが、なかなか苦しいという状況はそのとおりでございますが、社長さん、いろいろ経営のほうがんばっていただいているってところで、いろんな経営の改善であるとかそういったことを取り組んでいるというようなお話を伺っているところでございます。

もう1つ、やけいし館につきましては、これも当然市から株式会社ひめかゆの方に無償譲渡した施設でございます。それでこちらにつきましては、株式会社ひめかゆの方から、アクティビティ事業者さんに貸し出したりして活用しているというようなお話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 重要な施設の位置付けって意味がちょっとよく分からないんですが、もうそれ以上踏み込んで回答はできないということなのでしょうか。それからやけいし館の使用状況ってのは具体的には分からないのですか。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） ひめかゆ温泉につきましては、先ほどの繰り返しになりますがこのプロジェクトにおきましても重要な施設というような位置付けで、滞在型観光という形の中で位置付けているというような状況でございます。また、やけいし館につきましては、アクティビティ事業者、具体的にはラフティングの事業者さんにお貸しして、活用されているというような状況のようでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 5ページの構成団体のところには、胆沢ダム管理支所さんは国の施設

だから入っていないのかもしれないですけども、先日、ジャパンカップのときに、ダムフェスがあって、そのときに私行ったんですけども、民間のキッチンカーとか市内のキッチンカーとか産直さんもいて、飲食ブースもあったり、あと、団体のツアーガイドさんなんかも動いていて、かなりの観光客が管理支所のところに来ていて、道路が渋滞になるほどの混み具合だったので、とても良かったと思うんですけども、今後、花火もあそこで行われるっていうことを考えると、そういう、出店したい民間の方々とか、あそこをなんか活用できないかっていう考えは、市民の中でも広がっていくと思うんですけども、この管理支所さんの活用っていうか、そういう窓口も観光っていう観点でこのアクティビティ推進室が担っていくように今後なっていくんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） おっしゃるとおりで今ダムフェスの方で大分盛り上がってお客様にもいっぱい来ていただいたということなのですが、これらの取組につきましてはダムの方と協力しながら取り組んでいるところですが、推進組織の設立準備会の活動の中の、5ページの5番、(1)の活動のボツ3つ目になるんですけども、河川空間のオープン化に向けた社会実験の検討及び実施と書いてございます。こちらにつきましてそのダム事務所、いわゆるその公のダムの施設をなりわいという形で活用していくっていうことの検討、検証っていうのもここで検討しているわけですが、その中で、こういったキッチンカーってありますが、商売される方々に活用いただけないかというのもここで検討しているということで、この実証検討につきましても、去年も行っているんですが今年も行っておりまして、ダムフェスだけではない期間についてもそういった商売をやっていただくというような取組を今現在行っているというような形で、そういったお手伝いもさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 他に。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男です。時間も時間ですから、2点だけお尋ねします。

この奥州湖エリアプロジェクトが目指す、整備にかかる総額っていうのはどれぐらいを想定しているのかと。それに伴うその費用対効果っていうのは、お示しをされるのかどうか。示していただきたいと思いますので、その辺がいつ時点になるのか、お尋ねをいたします。

それとあわせて、設立推進組織ですが、構成員には行政が入っておりません。なので、今後進めるときは、この推進組織が主体的に財源確保をして進めるということなのか。いや、行政は行政で構成員にはならないけれども、何らかの形で行政は行政側の役割っていう、そういう建て付けでこれを進めるっていうことなのか、ちょっとそこがイメージがわからないので教えていただきたいと思います。

最後、今日は、奥州湖周辺エリアプロジェクトの推進状況ということなのですが、1ページに描いている市街地周辺エリア、あるいは、種山高原周辺エリアの、この進捗状況というのはどうなっているんでしょう。これは、10年、20年後にしか表れてこない話ですか。その点について、ご説明ください。

○議長（菅原由和君） 高橋アクティビティ推進室主幹。

○アクティビティ推進室主幹（高橋裕基君） まず、奥州湖周辺エリアプロジェクトのかかる総額といいますか費用対効果の部分でございます。これにつきましては、民間を交えた取組ということで、行政としての事業として総額という形じゃなくて、今後、なりわいづくりでありますとか、そ

ういったなりわいの投資等を目指して今後どう進めていく、民間も一緒に取り組んでいくというようなことでございますので、いつかの時点で市としてこのくらいかかりましたと、市としての部分は確かにあるかもしれないですけども、事業としては、ずっと続いていくというようなイメージでございます。

それから、準備会に行政が入っていないという部分でございますが、これにつきましては民間主導で進めていただきたいということでこういった形になっておるわけでございますが、財源につきましては、その都度もし財源が必要な事業が案として出てくればその都度その都度検討していくことになるのかなと考えておりますが、今時点で組織の方で、財源を必要とした事業をやるかということについてはまだそういう話になっていない状況でございます。

それから、市街地周辺エリア、種山高原エリアにつきましては、プロジェクト全体としてはエリアとして入っているわけなのですが、前もちょっとご説明させていただいたかと思うんですが、前提としてオール奥州が入っているわけですけども、まずはここ数年につきましては、一番左側の水色の部分奥州湖周辺エリア、ここに重点的にまず事業を展開してまいりたいというような形、その後、なりわいづくりとかいろいろな形で展開していければなというような内容で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 倉成市長。

○市長（倉成淳君） 補足説明しますと、行政の方でこの奥州湖周辺をどう考えているかってことについては、今実は国交省が流域治水っていう考え方で、実は今までダムっていうのはダムの下流の方だけがすごい恩恵を受けて、その流域、その近くの人とか、それから市民っていうところが、そういう視点がなかったということで、いろいろと補助をしています。その中の1つが、ハイブリッドダムです。ですからこれはこの前協定したように、春の自然越流水を水力発電したことによって得た利益の半分を市の方に持ってきてくれるという協定を結んで、これが1つの原資になるというのは、まず1つ。

それから、国交省自体が、いろんな護岸工事とか、そういう名目のもとに、例えば今、奥州湖になかなか人が集まらない、そのカヤックに人が集まらない1つの理由として、湖まで降りにくいんですよ。そこまでの階段、それをいわゆる国交省の工事としてやってくれるというような計画を持っていて、その計画は具体的に、来年の予算に出せるかどうかっていうところまで検討を進めておられます。ですから、国のそういう施策とあわせて、奥州湖周辺の、いわゆるハード面での整備をするっていうのが1つの考え方です。

それから、ソフト面、つまりなりわいづくり。これさっき話があったように、民間の力をいかに利用するかっていうことで、これが成り立ってくるので、その辺も含めて、モンベルさんも含めた、今、トータルのグランドデザインはありますけれども、個別の絵も含めて、いろいろ描いていただく予定にもなっていると。ただ、具体化したところでその辺の話が多分出てくるんだと思います。今は、東北整備局の方と、先ほど言ったような国交省の予算をいかに使えるかっていうことについての話し合いをしているという段階です。

以上です。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） やはり事業を進めるうえで、当然、公金が入るわけですから、総事業費と費用対効果について市民に示すべきだと思いますので、これは速やかに議員、市民にお示しをいた

だきたいと、これは要望としておきます。

それと、全体のプロジェクトの部分、今、奥州湖周辺を重点的にやっていると。次に市街地、種山という説明だったんですが、これについてもやはりどの時点で、市街地エリアに着手するのか、種山に入るのかっていう、やっぱりこの工程も示していただきたいと思いますので、できれば9月定例会前後に、その辺お示しいただけるのであれば、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） まず1つ目でございますが、こちらからもご説明をしておるとおりこのプロジェクトについては、まず民間を主体にどのぐらいの事業ができていくかというのは、これからいろいろな話を進めながらやっていく部分、いずれ官民連携という形ですので、公だけの投資ということではなくて、民間がどのぐらい投資をいただけるか、どう参画をいただけるかというところを模索しながらという話になりますので、それに加えて市長からありましたように国の協力といったところも取り付けながら、我々いずれ公金であるのはもちろん理解をしております、その投資が極力少なくなり、効果が上がるようなそういった施策を本当に手探りという言い過ぎかもしれませんが、段階的に進めているというところですのでそこはご理解をいただければと思います。

それから3つのエリアにつきましては、モンベルの構想の中で位置付けているということなのですけれども、やはり奥州湖周辺エリアの活性化がありきで、それがエリア間の回遊性向上に繋がっていくという計画のつくりになっておりますので、ここの奥州湖周辺エリアプロジェクトにおきましては、まず課長からありましたように、エリアの活性化に注力をしていくという、まずはそういった段階でございます。

それぞれ各個別のプロジェクトがありますので、そちらの進捗につきましてはまた追って報告があるものと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 他、よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項の⑤は以上といたします。

ここで、午後1時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ⑥ トーランス市及びロサンゼルス近郊における経済交流事業の実施について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして説明事項の⑥、トーランス市及びロサンゼルス近郊における経済交流事業の実施について説明いたします。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それではご説明をしたいと思います。

トーランス市との経済交流につきましては、かねて概要についてお知らせをしております。6月議会では関連する予算をご議決いただいているところでございますが、その大きな柱がこの9月3日からの現地での事業となります。

幸いなことにここにも記事あるようですが、岩手県知事によるPR活動や民間企業で構成します、いわて加工食品輸出促進研究会、そこが国の事業で使ったイベントなどとあわせて行うことができるようになっております。さらには現地でジェトロのご支援もいただくというありがたいお話で

ざいます。

概要については、担当課長から説明をいたします。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 私の方からトーランス市での経済交流促進事業の実施についてご説明させていただきますが、その前に関連もありますので日米野球親善交流事業について簡単にちょっとご報告させていただきます。

トーランス市との海外友好都市協定締結記念として実施することとなりました日米野球親善交流ですけれども、今月の8月5日に奥州市の代表チームとして、中学生3年生20名、監督、コーチ及び随行者、合計25名が日本出発して8月14日に無事帰国いたしました。まだ詳細な報告は受けておりませんが、現地では盛大な歓迎を受けたというようなことでございました。また、野球交流につきましても、まず合計6試合を行いましたけれども、逆転勝ち2試合を含めて全勝で終えたということで、本当に奥州市の代表チームとして立派に戦ってくれたなと思っております。選手たちは大谷選手が出場したドジャース対カーギナルス戦も観戦して、スタジアムツアーであったり、グラウンドで写真を撮るなどいい経験になったということでございました。また、大谷選手からも試合後のインタビューに答える形で今回の事業について触れていただくなど、予想外のPR効果もあったかなと感じております。来月の広報おうしゅうで特集記事を組む予定ですが、事業の成果がまとまりましたら改めて全員協議会において報告をさせていただきたいと思います。

本題に戻りまして、トーランス市での経済交流促進事業の実施でございます。

1、概要ですけれども、トーランス市との友好協定を契機とした経済交流を促進すべく、市内物産の輸出促進に向けた事業を実施しようとするものでございます。今回は岩手県においても北米への県産品輸出に力を入れていることから、県事業ともうまくコラボしてより効果的なPRを展開します。今回の事業を足がかりとして、来年度以降も継続して輸出促進に向けた環境整備に努めてまいります。

実施期間については、9月3日から12日までの合計10日間ということになります。日程ですが、今後変更する可能性もありますけれども現在のところ表のとおりとなっております。メインの事業としては、9月8日に奥州市が主催する物販PR及びB to B商談会を行いますし、9月9日は岩手県主催ですが、岩手フェアが開催されて、そこの中の一部を借りまして、市の物産もPRしてまいります。あと9月10日にはこちらも岩手県の主催事業ですが、知事が参加するレセプションであったり、あとドジャー・スタジアムでのPRイベントも企画されてございます。ちょっとここに書き漏れていましたけれども、9月10日には酒まつりという事業、去年トーランス市でやったものとは別に、ロサンゼルススのロングビーチで開催されるそちらの方にもブース出展するということが決まりましたので、そちらにも参加してまいりたいと思います。

4、関係団体ですが、奥州市のほか、いわて加工食品輸出促進研究会の皆様、県南広域振興局、ジェトロなどと連携して進めてまいります。

次のページですが、訪問先につきましてはこの資料のとおりでございますけれども、大谷選手絡みのショップであったり、また日本食の食材に興味のあるレストラン、またB to Bの商談会につきましては、外務省のジャパン・ハウスというところを借りることができましたので、ちょっと格式高いところなんですけれどもそちらを使ってPRしてまいりたいと思ってございます。

参加されるいわて加工食品輸出促進研究会の皆様については、以下のとおり表のとおりとなっております。このほか市が委託する事業所を通じまして、奥州ふるさと米であったり純情米であっ

たり前沢牛などもPRしてまいりたいというふうに考えております。

7、予算ですけれども、6月定例会においてご議決いただいた内容を記載させて頂けています。また、このほか岩手県の地域経営推進費というものがあるんですけれども、こちらの活用もOKだというようなことで、200万円程度補助をいただけることになりました。ということで、この内容で頑張っていきたいなというに思っています。

いずれ成果がまとまりましたならば、野球交流等も含めてこの場においてまたご報告させていただきたいと思います。

私の説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらご発言お願いいたします。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 今回県の事業ともあわせてっていう部分でその分、非常に効果的になるかなと思うんですけれども、実際、奥州市から参加される事業者というのは、このいわて加工食品輸出促進研究会の部分に名を連ねるこの2者のみが参加されるということではないのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） いわて加工食品輸出促進研究会の中ではこの2者ということになります。ただ、このほかに我々が委託する事業者、去年いろいろおつき合いいただいている事業所があるんですけれども、そこを通じて前沢牛であったり純情米であったり様々な物品も奥州市の方から持っていくというようなことにしたいと考えてでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） そうしますと日程案でいう9月8日の奥州市物販PR及びB to B商談会という部分には、直接行かれる事業者は2者だしそれ以外に仲介、委託を頼む事業者さんが3者なのか何者なのか分かりませんが、いわゆる商談をなさるということイメージしていいのかっていう部分と、それから6月補正予算のときにはちょっと聞かなかったからですが、今回、市の物産品の調達ですか、調達って表現をしているんですけれども、いわゆる委託をした事業者さんが、この予算を使って奥州市内で物を買って向こうで売るといったイメージでいいのか確認させてください。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 最初の質問ですけどB to B商談会につきましてはまさにそのとおりでございます。3者ということでございます。委託業者が何を持っていくかということなんですけれども、これは既にあちらの方で輸出されているものもあるんです。例えば純情米であればもう売っていますし、前沢牛なんかも売っているというようなことで、そういったようなものはもうはや現地調達というようなことになるんだろうと思います。その他に、これまでもずっとおつき合いいただいている前沢の事業者さんなんかと予定しているんですけれども、当然何が売れるかっていうのも分かっておりますので、これからいろんなセクションをしたいと思いますが、その中で売れ筋というか売れそうなものをやっぱりある程度ピックアップして持っていくっていうお話でございますので、そこら辺はいろいろ我々も資料をもらいつつ、我々が希望するものもちょっといろいろリクエストをしたいなと思いますけれども、基本的にやっぱりマーケットでニーズがあるものというようなことになると思いますので、そこをちょっと調整しながら進めたいなと思います。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） これで最後にしますが、委託業者さんが向こうでっていう部分で、そこは分かりますが、要は同じタイミングに例えばこっちから、前もあったと思うんですがオンラインでつないで実際そこに入るっていうことは今回は想定しないということなのかどうか、最後確認します。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 将来的にはそういったことも当然やっていかなきゃならないと思っています。いずれこれはまだ足がかりということで、来年度以降も拡充していきたいと思えますし、やっぱりあっちまで行くっていうのもなかなか大変だということで、今回は2者さんのご参加でしたけれども、やっぱりそういう中でもちょっとなかなか旅費がねっていうところはありました、実際は。なのでそういったところも含めて、来年度以降、もうちょっと手軽に輸出に興味のある方々が現地の方々とやり取りできるような、そういうスキームは作っていきなと思ってございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） ご紹介しておりますいわて加工食品輸出県促進研究会、2者が実際行くということですが、加盟している団体は他にもいろいろありまして、そのものについては実際、会社の方で行くということじゃないんですけれども、その加盟団体の商品は現地で商談等の対象になるという理解をしていただければと思います。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

冒頭、野球の話が出たのでちょっとそこ聞きたいんですけれども、さきの予算のときにもいろいろ議論があつて、市外居住者の派遣の部分についても賛否がありまして、議会でも修正動議も出た案件ですので改めて確認するんですが、今回結果的に奥州市以外の子どもさんは何人だったのかが1点目。

2点目は、先ほどまだ詳細の報告は受けていないという課長のお話がありましたが、いつかの時点ではやはりこれを検証し、さきの議会でのやり取りもあったとおり、これを野球のみならずいろいろな文化も含めた形で発展的にこれを展開していきたいのだというようなご答弁がありましたが、そういった将来に向けての方向性も含めて検証し、評価をするというのが必要だと思えますが、その議会に対する説明はいつ頃予定しているのかを伺います。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 最初のご質問については予定どおり市外が12名で市内の方が8名ということです。あと検証結果についてですけれども、基本的にこのトーランス市の経済交流についても関連すると思えますので、この事業が終わった後に考えたいなと思ってございます。議員おっしゃるとおり、やっぱり我々の持っている、これからの人づくり事業をに活かしていきたいなと。官民連携で活かしていきたいと思えますけど、なかなかやっぱりいろいろ課題もあったかなと思っております。いろいろクラウドファンディング等もやったんですけれども、なかなかそういったところもいろいろ課題も見えてきたかなと思えますので、そこら辺をしっかりと検証したうえで、議会の皆様にご報告をして、次につなげていきたいなと思えます。

以上です。

○議長（菅原由和君） その他。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男です。

まず予算のところでこの場で聞いていいのかわかりませんが、普通旅費が266万1,000円ですけれども、これは職員何人派遣をする予定でこれぐらいの金額になっているのかをお願いします。

今回のトーランス市での経済交流の中で、水沢米菓さんと岩手銘醸さんがいらっしゃいますけれども、私は特にスタートは米の輸出という視点で、トーランス市なりオーストラリアの方に職員を派遣してこられたと思うんですが、米はどういうふうになっているのかそこら辺。お米ね。

先ほどいわて純情米って言いましたからブランドとすれば岩手県産になるんでしょうけれども、地域の、奥州市で穫れる米についてはどういう取組になっているのか。あるいは今後の見通しはどうなのか、その点について伺います。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 最初1点目ですけれども、旅費につきましてはちょっとこの時点では職員3名ということで想定してございました。ただちょっと中身とか、あと県の事業と絡むというようなことも含めて調整した結果、結果的には2人で済むかなということで、ちょっとこの予算案とすればかなり差があります。

2点目ですけれども、米の関係ということでこれについては岩手県の方でもしっかりやっていきたいということで、岩手県の方のPR項目にも入っております。我々としてもさっきお話ししたけれども、岩手ふるさとのお米は既にもうあちらさんにいっていますので、それは我々としてもしっかりPRしてまいりたいなと。今回の事業の中でもPRしてまいりたいなと思っておりますし、ドジャース球場でのおにぎりの配布みたいなのところも何か計画されているようでございますので、ここはちょっと県と連携してどのような形で、さらに効果的なPRができるかについては考えていきたいなと思っております。

オーストラリアについてちょっと簡単にまたこれも触れたいと思いますけれども、オーストラリアについても8月の実は14日から20日まで、今実際行っております。今日帰ってくるということですけれども、かなり好評で、本当に非常にすごくよかったというような報告は聞いております。

あとここはJA江刺さんの方になりますので、その米をどうやってしっかり確保して輸出につなげていくかというところがやはり課題かなという思っておりますけれども、非常に現地での評判は高かったというようなことで報告を聞いておりますので、こちらについても改めてまた検証した結果を皆様にご報告したいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 特に輸出米についてはそれぞれ農協さんの努力次第っていうことがあると思うんですが、私が聞き及んでいる部分については、現在の諸経費を考えると何ら支援がないので、今回の輸出の取扱いについてはかなりJAが持ち出した部分もあるやに聞いております。行政がこう進めるときに民の力を借りることはいいんですが、ある程度の部分は行政も支援するというふうにしていかないと、一発花火みたいにそのときはいいってことになるんですが、長くは続かないと思いますので、その点は若干ご考慮をすべきではないかと思いますが、その点について伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） これはオーストラリアの話をすればですけども、J A江刺さんと何度もお話をして、あちらとしてもなかなか輸出まで一気に大量に行くことはできないけれども、やっぱり販路の多角化を考えていきたいと。あとやはり農家さんのいろいろな熱い思いっていうか、そういうところもあってこれはぜひ続けていきたいという、まずそういう前提で進めております。加えて別事業ですけども、農政の方の補助事業も活用して我々としてもしっかり支援をした形で進めております。ということでまさに一発花火で終わるというなことじゃなくて、しっかり官民が連携して持続可能な形で進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 他によろしいですか。

5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 5番、佐藤です。

今回の総事業費が653万8,000円ですか、この中で補正予算のときに聞けばよかったんですけども、市の実質負担ってどのぐらいなのかなってところを教えていただければと思います。

それからこの資料を見る限り、ちょっと先ほどお話ありましたけれども地元の方からの人数とか役割がちょっと見えないかなと思うところなんですけれども、そのうえで参加者の費用負担ってどのぐらいだったのかなというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 最初の実質負担ということですけども、基本的に653万8,000円が市の負担ということなんですけれども、今回県の方の補助金を活用することができましたので、それが大体約200万円、192万3,000円ですのでその差額が市の持ち出しと。市の一般会計というか単費の持ち出しということになるんだろうとは思いますが。

参加者の旅費というか費用負担についてはこれまた国の別の事業、ちょっと資料2枚目の6番の※の2番のところに書いていますけれども、参加予定事業者の旅費については国の加工食品クラスター輸出緊急対策事業を活用ということで、そちらの事業を活用して行っています。なので我々としてその分、彼らというか参加者に対して何か旅費の支援をしているとかってということではございません。このいわて加工食品輸出促進研究会さんの方で独自でこういったような補助金を活用して、自己負担も当然あると思いますけれども、その中で行きたいというようなところが参加されているということでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） ありがとうございます。ちょっと関連して聞くんですけども、昨年度のトランス市さんの復命書を拝見したんですけども、黒塗りが多くて不透明な点が多いなと思うんですけども、今回もそのような形になってしまうのかとちょっと危惧するところなんですけれども、そのようなことはないのかなっていうところと、また市民負担を伴う以上、具体的なK P I っていういいですか、業績評価指標も示すべきじゃないかなと思いますけれども、見解を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 菊地未来羅針盤課長。

○未来羅針盤課長（菊地徳行君） 去年の事業の復命書ということで黒塗りの部分があったということについては、これについては中身がどちらかというと交渉内容、例えばこれだったら幾らで

買ってくれますかとか、うちはこれだったらいいよっていうそういうような企業情報が含まれているところについては黒塗りというところでさせていただいたものでございます。我々とすれば当然オープンにすべきものは全てオープンにしたいと考えてございますけれども、企業さんの方の利益相反になる部分について、やはり出せないということはあるのでその部分が黒塗りになったというようなご理解いただければと思います。

K P Iにつきましては、これ本当にプロジェクト事業全部そうですけれども、やはりしっかりK P Iっていうのは当然あってしかるべきなものだと思います。ちょっとまだ今の時点で、どれぐらいの量をこれから輸出できるかっていうことについては、なかなか参加する輸出事業者の方々の数とかものによっても変わっていくものかなと思いますので、そこちょっとまだ今の時点でなかなかはっきり明記することできませんけれども、事業が軌道に載ってきた場合については、やはりそれはこれぐらいを目指して頑張っていくというようなことは当然出していかなければならないだろうと思っています。

以上です。

○議長（菅原由和君） 他によろしいですね。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項⑥は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑦ 水沢金ヶ崎線の運行終了に伴う対応について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の⑦、水沢金ヶ崎線の運行終了に伴う対応について説明いただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは説明いたします。

現行の水沢金ヶ崎線ですけれども岩手県交通の路線廃止を受けまして、主に金ヶ崎高校に通学する在校生の通学手段の確保を目的としまして、奥州市が代替して期間限定で運行している路線になります。要旨のところに書いておりますけれども、その運行期限が今年度末で終了するということから、以降の対応について本日はご説明をしたいと思います。

担当課長から説明いたします。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） それでは私から水沢金ヶ崎線の運行終了に伴う対応についてご説明申し上げます。

資料1 ページご覧いただきたいと思います。

初めに経過等についてでございます。岩手県交通の廃止代替路線であります水沢金ヶ崎線の運行開始までの経過につきましては一昨年、全協あるいは議員説明会等で説明をしておりますので、ここは確認の意味で簡単に申し上げたいと思います。令和5年3月に岩手県交通から水沢金ヶ崎線を廃止することにつきまして申出があつて以降、近隣市町、あるいは金ヶ崎高校の生徒さんとも連携いたしまして、路線存続に向けた要望などを行ったところでございますけれども、最終的には県交通あるいは近隣市町等々の当該路線継続に対する考えの隔たり、これを埋めることができなかったということで、やむなく激変緩和措置といたしまして市が2年間水沢金ヶ崎線を代替運行することとしたものであります。

もう1点、こちらは最近の動きになりますけれども、8月5日付けで岩手県教育委員会から第3期県立高等学校再編計画、当初案ということですのでけれどもこれが示されております。これは令和8年度から17年度までの県立高校の再編に関する計画ということですので、奥州金ケ崎地区に係る再編計画といたしまして、資料に記載の以下の案が示されたところでございます。この中で金ケ崎高校に関しましては2028年度、令和10年度になりますけれども、水沢高校に統合する案が示されております。この再編案は今後パブリックコメントや地域検討会議などとの意見交換会を経まして修正される可能性もございますけれども、こうした高校再編を巡る動きなども踏まえる必要があると捉えているところでございます。

資料2ページにお進みください。

こちらは現状の路線について示しております。図中の赤い線、これが水沢金ケ崎線になりますけれども、こちらは県交通が廃止した路線をそのまま引き継ぐ形で運行しております。胆沢病院から県南運転免許センター間の15.5kmを平日のみ、1日当たり8便を運行しております。昨年度の利用実績は8,420人で、市の財政負担といたしましては1,241万8,000円ということで、こちらちょっと差し替えていただきました、当初の資料では1,407万3,000円となっておりますけれども、正しくは1,241万8,000円の誤りでしたので、ここを修正させていただいておりますのでご留意いただきたいと思います。

それから次に水沢コミュニティバス、通称Zバスと呼んでおりますけれどもこの佐倉河線、これは図中の青い線になります。こちらは水沢病院を起終点といたしまして、水沢駅通りから佐倉河小学校方面を経由する路線で、平日4便、土曜日3便を運行しております。昨年度の利用実績は5,523人で、市の財政負担といたしましては、これはZバス全体の路線が4路線あるんですが、4路線合計の経費となりますけれども、3,201万円ということでございました。

資料3ページにお進みいただきたいと思います。

ここからが水沢金ケ崎線の運行終了に伴う対応案の説明となります。先ほど路線概要でお示いたしました水沢金ケ崎線が運行終了ということで、同路線の沿線が交通空白となることを避けるため、水沢駅通りから佐倉河地区にかけて運行しておりますZバスの佐倉河線、青い線ですね、これの経路を変更して対応しようとするものです。具体的な経路変更といたしましては、現在水沢金ケ崎線が運行しております八幡神社前から中ノ町間を新たにZバス佐倉河線の経路として追加するほか、一部既存経路の路線狭隘部、道路の幅が狭い部分がございます、ここについてもあわせて見直しをしようとするものでございます。見直し後の図で言いますと緑の線が新たな経路ということになります。経路追加する八幡神社前から中ノ町間に関しましては、乗降調査により一定の利用者があることをこちらで確認しておりますので、これら区間が交通空白とならない方策が必要となりますほか、既存路線の路線狭隘部につきましては特に冬場、冬季間積雪によりまして車両のすれ違いがかなり危ない状況でございますので、これはかねて運行事業者の方からルート変更ができないかという相談があったところでございます。

資料4ページにお進みいただきたいと思います。

今回の見直しに伴って想定される影響でございますけれども、水沢金ケ崎線の運行終了に伴う影響といたしましては、金ケ崎高校までの直通の通学手段がなくなる点が最も大きいと考えております。乗降調査の結果から、市内から金ケ崎高校に通う生徒で同路線を利用しているのは10名程度と把握しておりますけれども、これらの生徒は来年4月以降の通学に当たりましては鉄道利用に切り替えたうえで、金ケ崎駅から金ケ崎高校までは歩くか自転車といった形での通学になると思われま

す。家族の自家用車での送迎に切り替わる方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には鉄道利用と思っております。また、少数ながら胆沢病院方面から水沢駅まで通勤利用されている方もいらっしゃいますけれども、これらの方々につきましては県交通、今も走っておりますけれども水岩線でカバーができるかなと想定をしております。

次にZバス佐倉河線の見直しによる影響でございますけれども、路線の走行キロ程が延びるということになりますので、運行ダイヤの変更と運行経費の増額が生じてまいります。佐倉河柵の木方面から今もですけれども、佐倉河小学校まで毎朝通学で利用されている児童が何人かいますので、これらの児童の通学に影響が生じないよう運行ダイヤの調整を行うということで、こちらは既に佐倉河小学校さんと話をさせていただいているところでございます。また、路線狹隘部の経路変更に伴いまして、バス停の設置位置が変わることになります。乗降調査では変更対象となりますそのバス停、この利用者はほぼいないということが分かっておりますし、バス停の位置も最大で350m程度の移動で済むと考えておりますので、車両の運行の安全確保のためにはやむを得ない変更かなというふうに考えております。

また、見直しする場合の市の財政負担でございますが、これはあくまで試算ということでございますが、令和6年度の水沢金ヶ崎線の運行費用であります1,241万8,000円、こちらがなくなるということで、逆にZバス佐倉河線の経路延伸に伴う費用が約250万円ほど増えるということで、トータルといたしましては目安ということではございますけれども、約1,000万円弱くらいの財政効果が見込めるのではないかと考えております。

最後に今後のスケジュールについてでございます。本日説明した対応案につきましては、これまで関係団体と内々に事前協議、あるいは意見交換などを行わせていただいたところでございまして、各団体からはお示ししている対応案に対しまして特段反対だというお声はありませんでした。今後は、この対応案をベースに警察との協議などを行ったうえで経路変更案を取りまとめ、年明け1月に地域公共交通会議にお諮りしたいと思っております。地域公共交通会議での承認が得られましたならば、運輸支局へ経路変更を申請するとともに利用者や地域住民への周知を図ったうえで、来年4月から新たな経路での運行を開始する流れを想定してございます。

資料5ページ、6ページにつきましては、今回見直し対象となる2路線の乗降調査の集計一覧でございます。こちらは参考までにご覧をいただきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

1番、佐藤美雪議員。

○1番（佐藤美雪君） 1番、佐藤です。

今の説明の中で、柵の木方面から佐倉河小学校に通学しているお子さんが今もいると。行くときはそんなに影響がないようにするという説明がありました。実は帰りの便を利用しているお子さんもいます。路線が長くなるということで15分ぐらい影響があるのではと書いていましたけれども、どのぐらいの影響がその帰りの路線においてあるかお伺いします。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） 佐倉河小学校にバスを使って通学している児童への影響ということでございますけれども、乗降調査をした結果でございますが学校に来るときは皆さんもバスに乗られているということですので、帰りは学童保育などを利用されている方が多いということで、それでもバスで帰られる児童さんも1人か2人かという人数はいらっしゃるんですが、こ

こは帰りの部分につきましても影響が出ないように、これは佐倉河小学校さんとお話をしながらダイヤの方は決めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

今回の対応については承知しました。やむなしだなと思います。

公共交通政策からはちょっと外れるかもしれないですけども、気にしていただきたいのが免許取得時期の高校生って言えばいいんですかね、普段は使わないけれどもその時限りですが、やはり県南運転免許センターまでバスで行かれていたという、私の周りもそういう経験をしてきているからなんですけれども、もちろん水沢方面から行く人だけじゃなくて、江刺から来る人たちもバスがない中タクシー使うのか親の送迎か分からないですけども、いずれ常日頃とは言わずに一定期間ですがやはり高校生、高校卒業時に免許を欲しいという方々の影響というのは数とすれば多いのかなという部分もあるんですけども、その点何かしら考えているのかどうかお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 阿部公共交通対策室長。

○公共交通対策室長（阿部記之君） 免許取得時の高校生への対応ということでございまして、我々もこの水沢金ヶ崎線を引き継いで走らせるに当たりまして、実は金ヶ崎高校止まりでもいいのではないかという案もございましたが、やはりどうせ走らせるのであればそういった高校生の対応ということもあって、県南運転免許センターまで走らせるということで、そのまま引き継いだわけですけども、なかなかその时期的な部分ということもございまして、今時点で何かそのための対策というのをちょっと考えているわけではございません。基本的にはやはり最寄りの鉄道駅というと六原駅になるかとは思いますが、そちらまで行っていただくか送迎を利用していただくかといった形になろうかと思っておりますけれども、一応市としての対応としては2年間で、あとはZバスの経路変更でというのが当初からの計画でございましたので、まずそれに沿った形で今回進めさせていただければなと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。

1ページ目の(2)ですが、第3期県立高校の再編ということが出ていますけれども、1番下ですが県南統合工業高校の件ですが、当初今年の秋あたり何か分かるのかなと思っていましたら延びたわけですけども、いつ頃発表になるのか、また現在の内容についても話し合えば教えていただければと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（菅原由和君） 公共交通とは関係ない質問だと思いますので、別な機会にお願いできますでしょうか。

< 「はい」との声あり >

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

特にご質問等ないので説明事項の⑦は以上といたします。

説明者入れ替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ⑧ 新市建設計画の見直しについて

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして説明事項の⑧、新市建設計画の見直しについて説明いただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは説明をいたします。

新市建設計画でございますけれども、これは市町村合併に基づきまして新市のまちづくり全般に関する計画でございました。合併時に策定したものでございますがその後、計画の期限等に変更ございまして、当市でも計画期間を変更して今年度末までという運用をしましてまいっております。この計画は率直に言いますと合併特例債を活用するための計画とご理解いただいていると思います。逆に言えばこの計画延長がないと、来年度以降この有利だと言っている合併特例債が使えないということになりますので、ここで変更したいというものでございます。

内容については課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは新市建設計画の見直しについて、説明します。

はじめに経過と、それから見直しの趣旨を併せて説明をさせていただければと思います。

確認の意味でということにはなりますけれども、新市建設計画は市町村の合併の特例に関する法律という法律がございまして、この法律に基づきまして、市町村が合併する際に新市のまちづくり全般に関して策定する計画であります。計画期間は合併から10年間とされておりまして、当初もこの計画に基づきまして地方債の1つであります合併特例債を活用してきたという経過がございます。平成23年3月に発生いたしました東日本大震災によりまして、地方債の特例に関する法律が制定されました。被災地においては合併特例債を活用できる期間が10年間延長されたということで、本市においても計画期間を当初の平成28年度から令和7年度まで延長している、これは1回目の延長という意味でございまして、延長しているところでございます。平成30年の4月に先ほど言いました法律、地方債の特例に関する法律が再度改正されまして、合併特例債の活用期間がさらに5年延長することが可能となったことから、合併特例債の有効活用を図るために2回目となります新市建設計画の計画期間の延長を行いたいと考えているものでございます。

次に見直しの内容でございまして、基本的に前回、前回というのは平成27年に行った1回目の変更のことです。前回行った見直しに準ずることといたしまして、見直し後の計画終期を5年延長して令和12年度までとするほか、計画内の統計情報ですとか財政計画を最新の内容に時点修正をいたします。

計画構成といたしましては、以下に示すとおりということでここは変わりはございませんで、このうち太字の下線で表している部分が今回想定される変更箇所となります。

資料次のページにお進みいただきまして、合併特例債の活用状況についてであります。

令和6年度末時点の合併特例債の発行上限額と累積発行額をそれぞれ示しておりますけれども、当市における合併特例債の発行上限額は543億6,530万円でございます。これは合併した時点で決まっている額となります。この発行上限額に対しまして、これまでの累積発行額は394億3,640万円となっております。差し引きいたしますと、残りの発行可能額は149億2,890万円となります。

参考までに、直近3か年の合併特例債の発行実績と合併特例債を活用した主な事業を掲載いたしましたけれども、水沢中学校の校舎等改築事業や（仮称）奥州西学校給食センター新築事業といった大型建設事業のため、令和5年、6年度の起債額は増えてきている傾向にございます。

最後に見直しに係るスケジュールでございますが、現在作業自体は着手しておりますことから、今後、県との事前協議を経まして11月の全員協議会で具体的見直し案をお示ししたいと思っております。そのうえで、12月議会に議案として今回の新市建設計画の見直し案をお諮りしたいという考えでございます。

私からの説明は以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたら、ご発言お願いいたします。

特にございませんか。

それではご質問等ないようですので、説明事項の⑧は以上といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑨ 次期総合計画策定方針（案）について

○議長（菅原由和君） 続きまして説明事項の⑨、次期総合計画策定方針（案）について説明いただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは説明をいたします。

現行の総合計画でございますが来年度、令和8年度末までとなっております。令和9年度からの新たな計画の方向性を定める必要がございます。

以前にご説明の機会も頂戴しておりますが、そこでご説明したとおりこの際、現下の総合計画に関わる課題を解決をしたいと。ゆえに前例踏襲ではないアプローチで議論を進めたいと考えております。この方向性については、総合計画審議会からの意見を踏まえて9月中には決定したいというのがこちらの予定でございます。具体的な作業に移行しなければならないという想定でございます。

本日はこれまでの経過と、課題への対応をどうすべきか、これらについてお示しをしたいと思っております。資料もございまして内容も重要なものと捉えておりますので、若干説明の時間が必要であることをご容赦いただきたいと思います。

それでは担当課長から説明をいたします。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 次期総合計画策定の方向性について説明をしたいと思います。

資料1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに経過についてでございます。こちらは今年度の次期総合計画策定に関する総合計画審議会及び議会に対する説明や研修会の開催状況をまとめたものでございます。5月以降にはなりますけれども、総合計画審議会及び議会に対しまして、現行の総合計画の課題でありますとか次期総合計画の考え方などの説明等を行ってきたところであり、その中で1ページ、それから次の2ページに掲載しているようなご意見を頂戴したというところでございます。ここはご紹介ということですので後程ご確認をいただければと思います。

資料3ページの方にお進みいただきまして、ここから次期総合計画策定の方向性についての説明となります。

はじめにこれまでの総合計画の課題についてであります。市政調査会の際も申し上げましたけれども、今回はこれまで課題とされてきた項目を構造上の課題、それから運用上の課題、この2つで整理をしてみました。それぞれの課題につきましては次のページ以降に記載しております対応策とあわせて説明したいと思います。こうした課題があることで総合計画の形骸化でありますとか、

実効性の欠如といった指摘につながってきたのではないかと考えているところです。

資料4ページにお進みいただきまして、ではこれらの課題への対応をどうするかということについて、まずは構造上の課題とその対応策について説明をいたします。

はじめに、めざすべき都市像から事務事業までのつながりが希薄である、あるいは施策、事業の優先度が分かりづらい、1つとびまして社会、経済環境の変化に対応できる柔軟性に欠けるであるとか、こういった課題項目につきましては総合計画の3層構造に関わる課題と捉えております。現行の総合計画が基本構想、基本計画、実施計画からなる3層構造である点はこれまでも触れているところですが、これらの各階層は計画期間が異なることもありまして、階層間を超えて相互にその有効性をチェックするところまでは至っていないと考えております。

具体的に申し上げますと、基本計画と実施計画を例に説明しますと、個別具体の事務事業の企画立案や評価の段階で目的となるその上位施策のための手段としての有効性、このチェックが十分ではないと捉えておりまして、そのため事業間の優先度も分かりづらく、結果として変化に対応するための柔軟性に欠けてしまうという課題があると捉えています。こうした課題への対応策といたしましては、下に図でお示ししておりますように階層を細分化せずにシンプルで分かりやすい構成へ転換してはどうかということでありまして、この点については後ほど検討パターンを交えて説明をさせていただきたいと思います。併せまして、総合戦略や各個別計画との関係性が不明瞭と。対策として各課等が所管いたします個別計画につきましても、新規策定あるいは改定の際に随時、総合計画の施策や事務事業との整合性を図っていくということで考えたいと思っております。

また、総合計画と総合戦略でございますが、これはもともと成り立ちが異なる計画でございます。現在は別々の計画として扱っておりますけれどもこうした組織横断的なプロジェクト、総合戦略に掲げる組織横断的なプロジェクトも、実は末端の事務事業レベルまでいきますと総合計画の分野ごとの事務事業と重複していることから、この際両計画を一体化できるのではないかと、そうしてはどうかと考えております。

資料5ページでございますが、イメージ図を載せております。次期総合計画を今説明したような2層構造に改めて、さらに総合戦略と一体化した場合どのようなイメージになるかというものを図で表したものでございます。なかなかちょっと細かい図で、説明するのだけでもちょっと分かりづらい点がありますので、ポイントだけ申し上げますと、この図で強調して表したい点といたしましては、先ほど申し上げたように末端の事務事業レベルではこのアクションプランの中の分野別計画と、右側の赤で囲んでおります分野横断的な重点施策、ここは末端の事務事業レベルでは重複していますよというところでございます。このことに着目して、総合計画を見直すタイミングで総合戦略との一体化を図る自治体、実はこれは全国的にも増えてきているということですので、本市としても同様の見直しを視野に検討を行っていききたいという考えでございます。

資料6ページにお進みいただきまして、構造上の課題の最後でございます。

首長任期と計画期間が異なる場合に、首長マニフェストをいかに反映するかといった課題でございます。これもかねてご指摘ある課題でありまして、特に首長が交代した際のマニフェストなどをどのように総合計画に位置付けるのかといった部分への対応策となります。

この点に関しましては、総合計画の計画期間を首長の任期、つまり4年ということで合わせることで、より首長が掲げる政策を総合計画に反映しやすくしてはどうかということで検討しております。ただし、単に計画期間を首長任期に合わせただけでは改定のサイクルが今より早まりまして、作業負担が増すということから、首長任期に合わせるのは具体の施策や事務事業に関わる、いわゆ

る今でいう基本計画以下ということとし、まちづくりの理念や将来像を示す、上の基本構想に該当する部分につきましては、今より計画期間を長期化することで負担軽減を図ろうとする、そういった考えでございます。

以上が構造上の課題とその対応策についての説明となります。

資料は7ページの方にお進みいただきまして、次に運用上の課題と対応策についてであります。

行政評価やPDCAサイクルの活用が不十分であるといった点や、適切な指標設定になっていないといった課題につきましては、これもかねてご指摘のある点でございますけれども先ほど申し上げましたように、施策から事務事業までを一団の塊として捉える施策の体系に見直しをすることで、上位施策を推進するための有効性、あるいは貢献度といったものを重視した評価や見直しのサイクルに転換するほか、施策や事務事業の成果指標の設定に当たっては外部の客観的な視点も取り入れながら設定する、そういった方向で考えたいと思います。今年度から事業者の伴走支援をいただいておりますけれども、事業者を選定するに当たりましてこの成果指標の設定、運用上のこの見直しに係る部分については特に重視した部分でございます。

さらに、施策と事務事業を一体のアクションプランとすることによりまして、計画期間中でも柔軟な見直しが行える、そういった運用としたいとも思っております。

以上が総合計画見直しに当たっての課題整理と対応策の検討状況の説明です。こうした課題整理の下、ここからは望ましい次期総合計画の構造についての考察について説明をいたします。

資料8ページの方にお進みください。

まずは、比較対象となります現行計画の概要と特徴についてでございます。

現行計画につきましては合併以来、同じ計画構成を踏襲しておりまして、これまで説明してきたような課題の指摘はございますけれども、各個別計画などは現行計画の構成が前提となっておりますことから、市民や各種団体等にとってはある意味なじみのある計画構成と言えます。

一方で担当課といたしましては、全国的に自治体の総合計画の在り方を見直す機運が高まっている中にありまして、長期ビジョンを含めましてまちづくりに関する最上位計画としてより実効性のある計画づくりのための見直しが必要と考えたところであり、そうした観点から以下のパターン別の検討状況を示したということでございます。

9ページの方にお進みいただきまして、はじめに検討パターン1についてであります。

パターン1については、これまでの3層構造を長期ビジョンとアクションプランの2層構造に見直す案でございまして、岩手県のいわて県民計画もこの計画構成を採用しております。長期ビジョンの計画期間を10年、これまでどおり10年あるいはそれ以上というのを考えておりますけれども、超長期化する一方で、アクションプランについては施策と事務事業を一体構成とし、計画期間を首長任期と同じ4年といたします。計画期間が短くなることで見直しサイクルが早まり、見直しの作業分負担が増える懸念につきましては先ほど申しましたけれども、長期ビジョンの見直しサイクルをより長期化することでアクションプランの見直しに注力すると、そういうことで作業負担を軽減するとともに、行政評価については事務事業ではなくて1つ上の施策に対する評価に改め、施策の体系の有効性を意識した見直しへと移行することで計画の柔軟性を確保していきたいという考えでございます。

長期ビジョンの内容は自治体によってそれぞれというところがございます。具体のイメージといたしまして、10ページから13ページまでに実際にこのパターン1の計画構成を採用している自治体の例を掲載しておりますので、こちらはご確認をいただきたいと思います。

ページが飛びまして14ページにお進みいただきたいと思います。

次にパターン2についてでございます。パターン2はパターン1の派生系ともいえますけれどもパターン1との相違点は、市民憲章をまちづくりの普遍的な理念、目標として長期ビジョン的に位置付け、従来の基本計画及び実施計画部分を総合計画として位置付けている点で愛知県小牧市などがこのパターンを採用しております。市民憲章をビジョン的に掲げることで策定や見直し作業の軽減が図れる一方、基本計画と実施計画は従来どおり別の階層となっておりまして、担当課としては今回の見直しポイントと考えます施策の体系から事務事業までの一体構造、あるいは一体運用といったことがちょっとここは、そこには沿っていないかなと考えているところでございます。

16ページにお進みいただきたいと思います。

次にパターン3についてであります。パターン3、これは現行の3層構造と計画期間の枠組みを前提に、その中でどのような対応が可能かを検討したものでございます。今の枠組みの中でもう少し見直しができないかという意味でございます。実際にこのような計画を採用している自治体がどこかにあるわけではございません。あくまで理論上の考えでございまして、3層構造を維持しながらも施策と事務事業の連動性を確保し、実効性を高めることができないかということを検討したところですが、やはりその計画の構造や期間が変わらない限り、抜本的な見直しには繋がらないかなと思ったところでございます。

以上の考察を踏まえまして、17ページにお進みいただきまして、17ページにパターンごとの比較一覧を示しております。

担当課といたしましては、今回の見直しのポイントでありますシンプルで分かりやすい計画構造、それから施策と事務事業の関係性をより意識した施策体系の実現、これのためにはパターン1が望ましいという検討結果となりました。

次のページ18ページにお進みいただきまして、18ページは仮にパターン1を次期総合計画の見直し案とする場合、現行計画と比較してどの部分がどのように変わるかを図で表したものです。

現行計画では基本構想と基本計画が議決事項になっておりまして、また、実施計画については事務事業に係る予算としてご審議をいただいて、ほか行政評価といたしまして毎年度決算審査の中で審査をいただいているところです。仮にパターン1を次期総合計画の構成とした場合、基本構想部分については長期ビジョンといたしまして、引き続き議会の議決を経て策定をするという考えでございますし、一方で基本計画、実施計画につきましてはアクションプランということで一体構成といたしまして、従前の実施計画と同様、予算審査の中でご審査をいただくことを想定しております。また、行政評価に関しましては、これまでのように単に事務事業評価の結果一覧をお示しするのではなく、施策と事務事業の関係性がより分かるよう、そういった工夫をしたうえで提出することになるだろうと考えております。

現行と比較いたしまして、いわゆる本会議の場での議決というそういった場面は一見減るように見えるかもしれませんが、実質的なその議会の関与というものの自体が失われるわけではなく、これまでと同様に当局側に対するチェックの機会というものは十分確保できるだろうと考えております。

以上が次期総合計画策定の方向性についての説明となりますが、補足といたしまして今説明した内容につきましては、現在、総合計画審議会に対しまして同じ説明を行い、ご議論をいただいている最中でございます。見通しといたしましては、冒頭に部長が申し上げましたとおり、9月末までに審議会としての考えを取りまとめいただく予定としておりまして、市といたしましてはこの総合計画審議会の検討結果を踏まえまして、次期総合計画策定方針を決定したいと思っております。

次期総合計画の方向性につきましては議会の議決事項にも関係することから、この間議会にも機会を捉えまして総合計画審議会と同様の説明をさせていただいているところでございますが、最終的に次期総合計画の策定方針を決めるそのタイミングも見えてまいりましたことから、この件につきましてご意見がある場合は早めに、具体的には9月の第1週ぐらいをめどにと思っておりますけれども、議会事務局を通じてお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、もう1つ資料ございます。

別冊の次期奥州市総合計画策定方針（案）について、こちらは、簡単ですが説明をさせていただきたいと思っております。こちらをお開きいただきたいと思います。

こちらは、次期総合計画策定の方針といたしまして、先ほどご説明したパターン1を選択した場合のイメージとしてご提示するものでございます。今後、総合計画審議会等からのご意見なども踏まえ、適宜修正していく前提でございますのでその点はご了承くださいたいと思っております。

はじめに、策定の趣旨についてでございます。策定の趣旨は、現行計画が令和8年度をもって計画期間を満了するということから、引き続き少子高齢化や人口減少に負けないまちづくりを進めるため、次期総合計画を策定するということを表しております。

次に策定の視点です。前回策定方針では、5年前では市民憲章の実現やSDGsの理念、未知の感染症対策などを策定の視点として掲げましたが、今回は人口減少に負けない活力ある地域社会の実現や関係人口の創出、拡大、環境負荷に配慮した持続可能なまちづくりなどを挙げております。

次に課題認識と対応の考え方です。策定の方向性で検討いたしましたシンプルで分かりやすい計画構成、社会環境の変化や首長が掲げる政策に柔軟に対応できる計画構成、計画期間、総合計画と総合戦略の一体化などを示しております。

次に計画の構成、計画期間ですが、パターン1の長期ビジョンとアクションプランの2層構造を示しております。

次に、計画策定体制ですが、市民参画と協働のまちづくり実現のため、市民参画をはじめとする4つの観点から策定作業を進めることを示しております。

最後にスケジュールでございます。令和9年3月までに次期総合計画を策定する前提で、想定される大まかなスケジュールを示しております。

以上が策定方針案についての説明となります。

私からは以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等あればお受けいたします。

特にございませんか。

5番、佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 佐藤です。

すいません、長期ビジョンを10年から30年にするっていうところですけども、市民や議会の意思を固定化しすぎるんじゃないかなって思うところもありまして、例えば民意や政策が変化した場合に、議会はどうのように修正、見直しに関与できるのかなというところを伺えればと思います。

もう1点、市民アンケート等、ワークショップ、パブリックコメントも予定されているようでございますけれど、これらの意見をどのように計画に反映されるのかなというところと、単なる形式的手続きに終わらせないためにも、何かしらの仕組みが必要じゃないかと思っておりますけれども、お考えを伺います。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 2点ご質問いただきまして、まず長期ビジョンの方でございます。10年を超える期間、いわゆる超長期化するということで固定化しすぎるのではないかといったところでございますけれども、1回決めたものを例えば20年なら20年全く変えてはだめだとか、変えなくていいってということではございません。この期間内であっても必要に応じてそれは変えることはできますし、実は長期ビジョンというのは、その下の施策がどのように変わっていても大体それを吸収できるような、いってみれば抽象的な表現といいますかキャッチフレーズ的な表現といいますか、そうなっているのが、大体どこの自治体でもそういう作りになっているということでございます。その表現がふさわしくないということであれば、先ほど言ったようにそれは議会の議決を経て見直しするということはできますし、今回は長期ビジョンとアクションプランは今だと3層構造のピラミッド構造になっていまして、それぞれがくっついているといいますか、上層下層の関係にあるんですけれども、そういうものではなくて長期ビジョンは長期ビジョンとしてまちづくりの哲学といいますか、そういう理念として掲げるというものでございますので、それと直接そのアクションプランが何らかの影響を受けることが全くないかといわれれば、それはちょっと今の時点では想定できませんが、あるかもしれませんけれども基本的にはアクションプランのところで具体の施策や事務事業を展開していくという、そういうやり方を想定しております。

それから2点目でございますが、市民アンケートそれからパブリックコメントといったその市民参画の部分につきましては、これは私どももこれから具体のビジョンなりアクションプランを策定していく中においては、かなり丁寧にそういった部分で市民の皆様や関係団体の皆様にご意見をいただく、そういった機会を設ける必要があるだろうと思っております。ここの部分につきましては、やはり全国的にどの自治体も何ていいますか苦労しているといえますか、悩んでいる部分でございます。そういった部分も含めて今回伴走支援の事業者についていただいておりますので、全国的にどういったその市民参画の取組が今なされているのか、そういった情報を取り入れながら、奥州市においても効果的だと思われる部分については取り入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） ありがとうございます。

もう1点だけちょっと伺いますけれども、この計画策定プロセスで議会が自主的に関与できる仕組みはどのように担保されるのかなってところ伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） ここの部分は先ほどもちょっと触れたところでございます。18ページの図の説明の中で触れさせていただきましたけれども、現在、基本構想と基本計画が議決事項になっているというのはそのとおりでございますけれども、今回大きく見直しをした場合に何がどれに相当するかというところで、ちょっとこの図が分かりづらいかもかもしれませんけれども、一応、一生懸命図で表したということでございます。先ほど申し上げましたとおり、行政評価や予算審査といった部分で、今は事務事業に相当する部分を中心にご議論、ご審議をいただいているところですが、今後は施策の体系を含めたアクションプランといたしまして、その中でどちらかといえば、施策の方の推進に焦点を当てたような形でお示しをします。いわゆるその目的を達成するための手段としてこれがどうなんだというところをご議論いただくような、そういう形に変わっていくのではないかと想定をしております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 東です。

今回パターン1を選択したいという市の意向の説明でございましたが、私、小牧市の例のこの市民憲章を使っている例も非常に参考になるなと資料を見て思っていました。

実は、いわて県民計画を作るときに、確か記憶の範囲で申し上げますけれども先ほど来課長が説明しているとおり、この超長期の部分についてはビジョン的な理念的なところ、やはり抽象的なところっていうところで、分かりやすい計画にしたいということと裏腹に実は分かりづらくなるおそれもあるかなと。特に県のときの議会等での議論の中で、幸福を追求していくこの幸福とは何ぞやというところにかかなりの時間を費やしたやに私も新聞報道等で見て、やはり幸福って人それぞれの考え方なり概念っていうかが違って、それを当時は県民130万人ぐらいですかね、共有していこうというときに、いろいろな見方、考え方があって混乱という表現はよろしくないんですけども、かえって分かりづらくなったのかなみたいなのを見て思いました。これからこの超長期のビジョンを作っていくときに、そこら辺かなり難儀するのではないかっていう懸念があること。

一方、市民憲章は、これも全ての市民の皆さん方これを分かっているかどうかっていうのはちょっと私も承知はしておりませんが、一定程度この間、年数も経っております。様々な市の事業だったり他の地域の活動等でも読み上げしたりとか、そういった意味で文言とか一定程度市民の浸透度、周知もなっているだろうと。そうするとこの部分について、まずはこれを一番上の部分に当てていくっていう選択もありじゃないかなと。ただそれも検討したうえでパターン1がいいってことだと思うので、その辺どのような内部でご議論なさってこのパターン1が今のところベストじゃないかという提案をしたのかについてお伺いをします。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 長期ビジョンの扱いにつきましては内部でもかなり意見が出たところでございます。議員さんおっしゃるように市民憲章を掲げるというのはやはり分かりやすさという点でいえば、市民に分かりやすいのではないかというそういう意見はありました。そのこと自体を今選択肢から外してしまっているわけでは全然ございませんで、今回2層構造にする場合でも長期ビジョンとして市民憲章というのは1つ考え方としてはあるかなとは思っております。これから具体的な作業には入ってまいりますけどそういったところはございます。ただやはり、市民憲章も実は全国的にいろんな決め方をしている市民憲章があつて、たまたま小牧市はそういうところにびたつと当てはまるような市民憲章だったんだろうと思いますし、奥州市もそれに当てはまらないかと言われるとそんなことはないかなとは思っておりますけれども、ここは皆さんの意見を聞きながらどういうものがあるのか、市民憲章は確かに期間の定めもございませんし、いってみれば下の施策、アクションプランがどう変わろうとも、多分目指すところはそこだということでは市民には非常に分かりやすいのかなと思っておりますので、そういったところもまだ選択肢の中から外すことなく、いずれ今後、具体の策定作業に入ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいでしょうか。

特にご質問等ないようですので説明事項⑨は以上といたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

午後2時45分まで休憩いたします。

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜

⑩ 戸籍総合システムリース契約の一部解約に係る補償について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

続きまして説明事項の⑩、戸籍総合システムリース契約の一部解約に係る補償について説明をいただきます。

千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） 戸籍業務のシステムにつきまして、全国の自治体が使用する標準システムへ移行する準備を進めてきていましたが、今回そのスケジュールが確定したことから現在使用している機器のリース契約の一部解除が必要となり、その補償が必要となったためその経緯について説明を申し上げたいと思います。

詳細について、担当課長より説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 吉田市民課長。

○市民課長（吉田悦子君） 資料に沿って、私から説明させていただきます。

戸籍総合システムリース契約の一部解約に係る補償についてですが、1、戸籍総合システムリースの契約の概要でございます。

契約内容は、3者契約で甲乙丙、甲が奥州市、乙丙はご覧の業者となります。乙は丙からリース物件を購入しまして奥州市に賃貸し、奥州市はこれを借り受けております。契約期間はご覧のとおりでございますが、リース期間としましては令和4年12月1日から令和9年11月30日までとなっております。リース料は月額で税込み56万6,060円となっております。

契約の一部解約の経緯でございます。

システムの標準化法と下に説明がありますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律でございます。こちらにより地方公共団体は、令和7年度末までに標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行することとされました。戸籍システムも標準化移行の対象の1つでありまして、昨年度のベンダーとの協議によりまして、令和7年11月にシステムを、サーバーなど設備を保有して運用するオンプレミスから、ベンダーである富士フィルムのクラウドに切り替える計画といたしました。このことによりまして、胆江農業管理センターに設置しているサーバーなどのリース物件の一部が12月以降不要となるため、リース物件の一部解約によるリース料の減額と解約補償金が生じることとなりました。

3番の契約変更による解約補償についてです。

解約補償金につきましては一部解約した機器リース料分となりますので、資料のと通りの計算状況になりまして、解約した期間分のリース料、こちら290万304円となります。予算措置につきましては予定として当初に措置しております。また、財源につきましても下にございますけれども、標準化移行に伴うリース解約のため補助金の対象となることを確認しております。

今後のスケジュールにつきましてですが、今般9月の市議会定例会の方に戸籍総合システムリース契約の、この一部解約に伴う損害賠償の額の決定ということで議案を提出させていただくため、本日詳細について説明させていただいたところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等があればお願いします。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 今回の違約金の支払い先がまずどこか、農管さんになるのかそこを確認させ

ていただきたいです。

○議長（菅原由和君） 吉田市民課長。

○市民課長（吉田悦子君） リースを受けております東京センチュリー株式会社になります。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） すいません、今のその解約した結果の違約金を支払う先も東京センチュリーさんってことですか。すいませんもう一度お願いします。

○議長（菅原由和君） 吉田市民課長。

○市民課長（吉田悦子君） 違約金の先もそのようになります。

○議長（菅原由和君） よろしいでしょうか。

他にございますか。

< 「なし」との声あり >

特に質問等ないようですので、説明事項⑩は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ⑪ 消防団員報酬における源泉徴収票の誤記載及び源泉所得税額の計算誤りについて

○議長（菅原由和君） 再開します。続きまして説明事項⑪、消防団員報酬における源泉徴収票の誤記載及び源泉所得税額の計算誤りについて説明をいただきます。

千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） 過去の消防団員の報酬の支給に係る源泉徴収票の誤記載と源泉所得税額の計算誤りが判明いたしました。

今回の事務処理により、対象となる消防団員の皆様にご迷惑をおかけしたほか、不納付加算税と延滞金が発生したことにつきまして、深くお詫びを申し上げるところでございます。

それでは、内容につきまして、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 廣野危機管理課長。

○危機管理課長（廣野基宣君） ただいま部長より説明がありましたとおり、本件は2つの事務誤りについて、その内容と対応について、それぞれ報告させていただくものであります。

初めに、源泉徴収票の誤記載について説明をいたします。

本事案は、今年2月3日に消防団員から、源泉徴収票の支払金額欄に記載されている報酬の金額が前年と違うとの問合せがあったことで判明したものです。

誤記載の内容についてですが、令和6年分は、源泉徴収票の支払金額欄に、令和5年分の支払金額や、源泉徴収税額を記載したほか、年2回ある支払の合計額ではなく、1回分の支払額を誤記載していたものです。

また、同日、令和5年分についても確認したところ、本来支払金額欄には、課税対象となる支払金額のみを記載すべきところ、支払総額を記載していたものです。

誤記載の原因ですが、源泉徴収票の作成方法について、職員の理解不足があり、源泉徴収票作成の元となる支払金額等のデータについて確認を行わなかったことによるものです。

次に対応についてですが、令和6年分及び令和5年分の修正した源泉徴収票を退職消防団員も含め、2月10日に発送いたしました。

なお、ここには記載しておりませんが、2月17日以降は、各方面隊の会議に職員が伺い、謝罪と

経過説明をさせていただいております。

令和5年分の市県民税については、6月に還付通知等を発送し、順次還付の手続きが行われているところでございます。

次に、3の源泉所得税の計算誤りについて説明いたします。

本事案は、誤記載の対応過程において、他市の事例を確認していた際に、同様の誤りが見られたため、水沢税務署に対し、源泉所得税の計算方法について確認を行った結果、令和4年3月の基本通達の一部改正以前、令和4年3月支給分以前の計算に誤りがあることが判明したものです。

資料の右下の図をご覧ください。

年額報酬が8万円である部長階級の方を例にいたします。

図の真ん中のところ、誤りが確認できた期間のところになりますけれども、団員報酬の非課税の取扱いについては、令和4年3月に行われた所得税基本通達の一部改正以前、令和4年3月31日までの支給分については、年5万円を超えるものについては、国通達のとおり、全額の8万円を課税対象としなければならないところを、本市においては、従前から5万円を超えた額、例で言いますと、3万円を課税対象として計算を行っていたものです。

これにより、令和4年3月支給分も含め、それ以前の支給分については、過少に源泉所得税を徴収していたこととなり、また発行した源泉徴収票には、年間支給額から5万円少ない金額を記載していたものです。

その結果、再計算により、課税対象額、給与所得額が増加いたしまして、不足する源泉所得税を追加納付する必要性が生じたものです。

2ページをご覧ください。

計算誤りの原因についてですが、誤りの発生時期は確認できませんでしたが、源泉徴収制度に関する法令等を確認せずに、前例を踏襲し、誤った事務処理を継続したためと考えております。

次に、今後の対応についてですが、今回再計算によって求められた追加納入が必要な源泉所得税や追加納入に付帯する税については、予算化後速やかに税務署へ納入したいと考えております。

追加納入の対象となるのは、消滅時効を迎えていない令和2年9月支給以後のものであり、税務署の納入は源泉所得税が83万9,935円、不納付加算税が3万8,000円、延滞税が1万9,800円となります。

そして表の一番下の行に記載しております対象者数ですが、実数では320名。うち、退団者は128名となっております。

なお、再計算の結果、一部改正後に支給された令和4年4月分については、27万4,608円の還付を税務署から受ける予定となっております。

また、納入後は対象となった方々に対し、修正した源泉徴収票の再発行や源泉所得税の不足分の納付、必要な方については税務署での修正申告のお願いなど、各種手続きを進めて参ります。

次に、再発防止に向けた対策についてですが、源泉徴収票に係る作成マニュアルの整備や、関係法令との確認を複数の職員で実施する体制を整えるなど、再発防止に向け取り組んで参ります。

最後に今後のスケジュールになります。

本日説明を行いました源泉所得税の計算誤りにより生じた追加納付が必要な源泉所得税及び不納付加算税、延滞税等の関連予算については、補正予算案として、第3回市議会定例会に提案する予定としております。

また、議決後においては、9月末までに不足分の源泉所得税の納入を終えたいと考えております。

その後、今回の7月と同様に、消防団の方々に、今後の手続き等について説明を行い、10月下旬には、納付書や修正した源泉徴収票を送付するなど、各種手続きを進めて参りたいと考えております。

対象となった方々には、大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、丁寧な対応を心がけ、引き続き事務を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 2ページの4の(2)に、消防団員報酬等に係る税法上の変更点云々とあります。この「等」のところで、今回の該当になった5万円を超えるとか超えないっていうのに該当する職種の報酬を支払った方は、消防団員に固定したものだったんでしょうか。それ以外に該当するような報酬の支払いっていうのはなかったんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 廣野危機管理課長。

○危機管理課長（廣野基宣君） 今回につきましては、消防団員ということになります。

消防団員でも報酬を5万円以上もらっている方々ですので部長級の方以上と階級もある程度絞られた方々になっております。

以上です。

○議長（菅原由和君） ほかによろしいですか。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項の⑪は以上といたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑫ 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（菅原由和君） 引き続きまして、説明事項⑫、奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、説明いただきます。

千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） 消防団員の定数を、消防団の各分団における団員の必要数に応じて改めるため、令和7年第3回定例会におきまして、奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議決を得たいと考えておりますので、本日はその経過等について説明を申し上げたいと思います。

担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 廣野危機管理課長。

○危機管理課長（廣野基宣君） 資料に沿って説明します。初めに、定数見直しの経過について、市町村が設置する消防団員の総数は、消防力の整備指針により、火災鎮圧予防、災害時における各種業務を円滑に遂行するため、地域の実情に応じて必要な数とされています。

平成22年4月1日に、条例定数2,350名で発足した奥州市消防団は、少子高齢化や社会情勢の変化などの影響もあり、実団員数は減少傾向となっております。

平成28年10月には、発足後、2回目の見直しを行い、定員を1,900人以内とし、様々な団員確保策も講じてきましたが、令和7年4月1日現在の団員数が、1,451名、充足率は76.37%となり、定員から大きく乖離している状況となっております。

次に、改正内容について、こうした消防団員数の減少を踏まえ、消防力の整備指針にのっとり、

奥州市における適切な消防団員の定員として、現行から300人削減し、1,600人と改めるものです。

この1,600人という数ですが、充足率をおよそ90%程度、各分団の保有車両による必要人数及び現在の実員数を勘案した上で算定したものです。

また、今回の定数の改正に合わせ、規則の見直しも行い、各分団の人員配置も見直すこととしております。

次に、改正による影響・効果についてです。

(1)、改正により、条例定数は減少しますが、実消防団員数には変更がありませんので、現在の地域防災力は維持されることとなります。

しかし、現状の団員数が、改正後の定員数を下回っていることから、さきに策定した消防団強化ビジョンに基づき消防団組織の見直しも図りながら、新入団員の勧誘や広報活動の強化、待遇改善、設備の充実の取組など、引き続き、消防団員の確保に努めて参ります。

次に、(2)、市の財政負担についてですが、消防団員が公務により死亡し、又は、負傷した場合などに対する損害補償や、消防団員が多年にわたり勤務して退職したときに支給される退職報償金の支給に要する経費は、消防団員等公務災害補償等責任共済基金を通じて支払われます。

その原資の一部は、市町村が負担しております。

その負担額は実員数ではなく、毎年10月1日現在の条例で定めた定員数に基づき算定されています。そのため、実員数より多い条例定数の場合、その分を過剰に支払っていることになるため、実員数に近い1,600人とする事で、事務委託を行っている岩手県市町村総合事務組合へ支払う負担金633万円が削減できることとなります。

最後に今後の進め方になります。

今回の定数の見直しに際しては、年度当初から、幹部団員の方々から意見を聞きながら進めて参りました。

各分団長に対して行った市の見直し案に対する調査では、各分団に割り当てた個別の削減枠に対する意見はありましたが、定員を1,600人にする事に対しては、概ね了解をいただき、7月9日には、消防団副本部長会議において、定員見直しに対する了承をいただいたところです。

今後は、第3回定例会への条例の一部改正案を提案した後、9月中の条例施行を予定しているものでございます。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等があればご発言お願いいたします。

3番、菅野至議員。

○3番（菅野至君） 3番、菅野至です。2点ほどお伺いします。

まず、1点目ですが、2番の改正内容の※印の2番目の最後の部分の中で、奥州市消防団の組織等に関する規則を改正し、分団ごとの人員配置を見直しますとありますが、もしこの部分に関しまして、何か方向性等、現在で見ている部分があればこの辺を詳しく説明いただければと思います。

もう1点ですが、3番の(1)の最後の方にあるところで、待遇改善であったり、設備充実への取組などを実施するとありますけれども、こちらについても何かその方向性等々、今の段階で考えている内容等あればお示しいただければと思います。

以上2点についてお願いします。

○議長（菅原由和君） 廣野危機管理課長。

○危機管理課長（廣野基宣君） 1点目の規則の改正は、各分団の数まで、こちらの方で分団長さ

んたちの調査に対して、数字を割り当てまして、今回お示しさせていただいたところです。基本的には、ポンプ自動車を持っている分団については、大体一隊5名かける2班ということでまず大体の最低人数、積載車についてはそれが4名かける2班という形で大体積算をしておりました。

中には1つの部で2つの屯所を持っているところがあったりしますので、そういったところは若干少なめというような形で、まずは、火災出動ができる人員が保てるような形ということで、あとは若干人数が多いところは減らすという形で、方向性を示したうえで分団長さん方に意見をいただいたということになります。

それから、設備等の考えですけれども、これについては強化ビジョンの中で、今後、組織見直しも含めて様々検討していく部分でございますので、当面については、暫定版として計画を立てて進めていくところですが、具体的に、このようにしていくともいうものについては、ある程度今回の組織検討委員会、今度、明日から立ち上げるんですけれども、そういった中で協議した中で組織再編を見通しながら、具体的には取り組んでいきたいと思っております。

○議長（菅原由和君） ほかにございますか。

特に、ご質問等ないようですので説明事項の⑫は、以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。



⑬ 高温・渇水による農畜産物への影響と対応について

○議長（菅原由和君） 再開します。次に、説明事項⑬、高温・渇水による農畜産物への影響と対応について説明をいただきます。

門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 昨今の高温に加えまして今年はお案内のとおり、7月から雨がほとんど降らないということによりまして、農畜産物への影響が心配されるところでございます。

それにつきまして関係機関等々からの聞き取りなどの現状などにつきまして、ご説明いたします。

それでは、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） 説明します。まず概要ですけれども、今、部長が言ったように、6月に入ると降水量が少なくなり、平年よりも早く梅雨明けをしたことと、7月下旬から好天が続きまして、江刺愛宕地区では、観測史上最高気温を記録するなど、今年は、猛暑、酷暑が続いております。

胆沢ダムでは、今日も岩手日報、地元新聞の方に記事がありましたけれども、貯水率が10%を割り込んだということで、さらにそれより下降しておりますが、市内にある河川や防災ダム等も水位低下が顕著な状態が続きまして、必要な農業用水の確保ができるか懸念されておりました。

一部の作物や地域において生育不良などの症状がありまして、出来秋を前に、品質や収量への影響が心配されているところです。

2番の水利施設等の貯水状況であります、18日現在、括弧の方に、関係する土地改良区を書いておりますが、そちらの方から聞き取り等を行いまして、調査したものです。

胆沢ダムは貯水率6.8%、田瀬ダムは83.4%。

立花頭首工は北上川から取水している部分ですけれども、水利許可水量の99.9%で水を確保できているということになります。

東稲揚水機場もこれは北上川から揚げている部分で、こちらの方は水利許可水量の100%で水が取れているという状況です。

衣川防災ダム1号から5号までにつきましては、下の方に説明書きをしておりますが、こちらにつきましては洪水被害を防ぐために、常に流入量イコール放流量で管理しておりますから、基本的には貯水量は100%となるもので、オーバーフローの部分流しているという形で、このような高い貯水率となっています。

それから3、土地改良区による対応ということで、胆沢平野土地改良区では、8月1日と8月14日、2回、通水計画を組合員の方に出しております。現在、8月20日、今日から通水不能となっています。

江刺猿ヶ石土地改良区では、番水、ブロック給水により、現在やられているということですし、北上川東部土地改良区につきましては、北上川の水位の低下が進めば揚水を上げることができなくなるということで終了の検討を行うということになっております。

衣川土地改良区の方につきましては、河川流量の減少から防災ダムに対して、一部、放流量の増加要請を行い対応しています。

それから4の市民からの要望、問合せです。水に対しては、3人の方から問合せが来ていますし、あと作物については1件ということで、7月30日につきましては、黒石の方から、5アール、5畝の田んぼをやっている方なんですけれども、自家用のため池の水がなくなったということでしたけれども、翌週の雨で、ある程度回復。それから他のため池から、自分でポンプでくみ上げているということで、緊急性はなかったものということになっております。

7月30日は、衣里地区の方ですが上流の方と、ちょっと関係性がうまくいかなかったということで水が来ないということで、こちらの方につきましては土地改良区で対応してもらいました。

8月1日は、胆沢の小山地区で、ホールクロップサイレーज用の稲を枯れる前に収穫したいというような問い合わせも来ております。

対応についてはそのとおりになります。

それから、今週、前沢地区の方から、ポンプで水を揚げている方なんですけれども、泥の影響で、うまく揚がらないということで、胆沢平野土地改良区の受益の部分でしたので、改良区で対応いただいております。

それから5、農畜産物への影響ということで、これは両JAさん、それからNOSA Iさんからいただいた情報。あと、当市でも聞き取りをして、作成をしたものとなっております。

水稻全般につきましては、高温障害によるくず米の増加懸念ということとか、あと、水沢、江刺、衣川ということで、現場調査をしておりますけれども、葉が白くなるほど枯れるとか、田のひび割れとか、収量減の恐れがあるというようなお話を農家さんの方から受けております。

大豆は、葉のしおれ、播種の遅いほ場では結実不良懸念ということになっております。

果樹は、早生、中生のりんごは日焼けの懸念があったということですし、花きにつきましてはちょっとお盆の出荷に間に合わないものもあったという報告を受けています。

畜産は、夏バテによる痩身、受胎率低下懸念。それから飼料作物についても、あまり大きくならなかったというようなお話を受けております。

現在の市の対応状況ですが、(1)としまして、渇水・高温対策をホームページに掲載するとともに、認定農業者向けに発行している担い手通信等で対策等のお知らせをしております。

それから、(2)につきましては、仮設ポンプの設置・運転等による経費が多面的機能支払交付金か

ら支払うことができると農政局、それから県を通じてありましたので、市内135組織に対しまして、その旨を通知しております。

それから、(3)の土地改良区、農業水利組合、ため池管理組合等の農業用水の管理と利用を目的とする団体が行う、応急ポンプ等の調達、設置、これについて国の補助が使えるということで、ホームページで要望量の調査を8月27日まで行っておりますし、この事業につきましては、今日の胆江日日新聞の方で記載されておりました。

それから、(5)につきまして、関係機関・団体で構成する奥州・金ケ崎地域暑熱・渇水対策連絡会議ということで、7月30日と8月18日に情報を共有しております。

最後になりますけれども、今回のことで見えてきた課題と今後の対策ですが、毎年のように、今後、暑熱・渇水被害が想定されるのではないかとということで、被害のリスク回避・軽減を図るために、対策マニュアルや実施フローなどを今後検討していくということで考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 2つほど伺います。対応状況の2、多面的機能支払交付金の活動組織に対してはこれは、何らかの形で連絡しているということなんでしょうか。末端まで流れてないような気がしましたので、その点について伺います。

それと、(5)の暑熱・渇水対策連絡会議は7月30日と8月の2回開かれたようなんですけれども、ちょっと私新聞見ておったんですけど、新聞報道には載らなかったんですけど、情報提供はどういう内容、今報告を受けた程度だったんでしょうか。それと、それに対しての対応策はどのように周知されたのか、その点について伺います。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） 1つ目の質問、多面的機能支払交付金の活動組織につきましては、8月5日付けの通知で組織の方に通知をしております。

それから、2つ目の奥州・金ケ崎地域暑熱・渇水対策連絡会議というのは、構成が奥州市、金ケ崎、それから県の機関の普及センターとか農村整備室、それから振興局の農政部、それから両JAさん、NOSA Iさんということで、広く周知して勧誘しているわけではなくて、まず関係する団体が取組状況を持ち寄って、それから、被害状況を各組織で調べているものですから、そういうものを持って集まって情報共有をしている会議となっております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 若干補足します。

2つ目の先ほど課長が申しあげました連絡会議は、関係機関の職員による会議でございます、事務的な集まりということになります。

それぞれで情報を持ち寄って共有したということで、対策につきましてはこの資料にもありますとおり、市としてはホームページ等で周知しているというものです。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） この内容について、ちょっと注意はして見ていたんですけども、他県、他市町村の取組に比べるとあまり話題にならなかった取組だったなと思っていました。

実は、私方の地域で非常に大変な時期、今は何とか一部、おそらく二、三町歩はもう駄目だとは

思うんですけれども、ほとんど葉がよれるとか枯れるとか、あるいは取水不良っていう部分まで広がったんですけれども、どうも農協さんにしろ、改良区さんにしろ、行政にしろ、地元が騒いでいる割には動きが見えなかったのが、やはりここら辺は、こういう事態が今後も続くと思うので、ぜひ、行政が動いているというアピールも必要なんだろうなと思いますので、その辺の取組については、どうぞ新聞報道を活用していただきたいなと思いました。

それと、2の多面的機能支払交付金の活動組織への対応については、詳しくは後で担当部の方にお伺いしますが、通常の業務といいますか活動の中で、ポンプの設置、調達、運転経費については、別途活用できるという理解でよろしいんですか。

概要でいいです。詳細については、担当部に行って伺いますので。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 私から、1つ目について、お答えいたします。

地元の声の割には動きが見えないということでございました。先ほどの連絡会議を2回開催しておいて、特にも、JAさんなり、普及センターさんが中心になって、農家さんとかからの聞き取りなり、情報収集をさせていただいているんですけれども、正直、我々もちょっとびっくりしているんですが、思ったほど、水が足りなくて困っているとかという声がないのでした。

ですので、結局我々としてもその対策の取りようがないというのが今現在の正直なところなんです。ですので、この資料の最後にもあるのですけれども、見えてきた課題と、文言では書いていませんが、そういったこともどうやって情報収集するか、そういったマニュアル等を整備していかなくちゃならないんだろうなと考えてございます。

例えば、具体的にはその情報収集の方法も、作物別だったり地域別、あるいはその地域の声の吸い上げをどうするか。それから、吸い上げて対策を周知する方法。今現在は、ホームページとポチッと奥州だけ、あとは担い手の方には、担い手通信で別途通知しているんですけれども、果たしてそれだけでいいのかということ。さらには、生活用水、上水道とかにも影響を及ぼすようになってくるのであれば、市として対策本部の設置というものも考えなければならないとか、様々な課題が見えてきましたので、それらの対策を何とか年度内までには整備をして、来年度に向けるということをまずは進めたいと思っています。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） 多面的機能支払交付金の関係ですが、この交付金につきましては、農地維持とか共同活動、長寿命化ということで、組織のほうにこれから支払いをするんですが、その金額の中で、交付金の中で、そういうポンプ等の費用に使えるという内容であり、増額になるということではございません。

内容とすればそういう形で、今ある金額の中で用途が広がったという形で捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番千葉敦です。

市民から要望、問合せの次のページにあるWC S用の稲の対応ですけれども、農家が言っていることは非常に切実だと思うんですけれども、青刈対応になってしまうということですが、こういった緊急の場合にはやはり難しいので、そういうことも認めてあげてもいいんじゃないかなと思うんですがその見解をお願いします。

○議長（菅原由和君） 村上農政課長。

○農政課長（村上睦君） W C Sの関係です。実は8月1日に現地確認をさせていただきましたが、そのあとに若干雨が降った関係で、生育は若干持ち直しているというところで、昨日も現地を見に行きまして、既に、一部は穂が出ている状況ではございました。

これは、国の交付金でありますので岩手県、農水省の岩手県拠点とも確認をしておりますが、やはり穂が出ない段階で該当する場合には青刈りになるということで回答はいただいているところでございます。

他県の例で言いますと、やはり状況が状況だということで、W C Sを諦めて青刈りで収穫をしたというようなお話も聞いてはおりますが、農家の皆さんにはその辺はお伝えはしているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 27番、今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） 6の(3)についてお伺いします。土地改良区、農業水利組合、ため池管理組合等って書いてあるんですが、これはその組織にそういう文書がいつているのかどうか。私は見ていないんですけど。

それから、多分、水は9月第1週あたりで止まりますよね。27日で締めてどうしようとしているのか、回答をいただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） この制度につきましては、8月8日、県の説明会で出まして、8月13日、当市の方でホームページの方に時間がなかったものですから、掲げております。

というのは、8月末までに県の方に、手上げていうか、要望状況を報告することになっておりまして、当市で8月27日までに、要望を受け付けるということにしております。

国の支援、2分の1は決まっているんですが、その要望を受けて、県の方でも追加支援を検討するというようになっているようでございます。

それを受けて、市の方でも何かできるか考えているということで、今日の新聞報道でも、今2分の1補助ということになっておりますが、今後補助率は変わるということで報道されておりました。

周知ですが、土地改良区さんは一緒に会議に出ておりますので知っておりますが、時間がなかった水利組合さん、ため池管理組合さんは、直接のご案内はしていないということになります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） そうしますと、例えば、お願いしたいってなったときに具体的に対応できるのですか。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） 急にというわけではないんですが、緊急で作られた制度になりますので、まず当課に問い合わせをいただき、どういう場合に対象になるかととか、どういうものに対して支援ができるかととか、そういうことでまず当課で一旦受け付けをして、詳しい説明を行うということに今はしております。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 土地改良区さんは当然のごとく我々把握しているんですが、任意で組織しているため池の管理とか、そういった任意団体を我々すべては把握しておりません。

なので周知のしようもないのが正直現状なのです。

ですから、やっぱりホームページ等をご覧いただいて、手を挙げていただかなきゃならないというのが今の現状になります。

○議長（菅原由和君） 今野裕文議員。

○27番（今野裕文君） それは事実でしょうけれども、管理組合からすれば土地改良区にみんな、管理人とか届け出るわけだから、ちょっと理屈にならないんじゃないですか。確かに、抜け落ちたりするところはあるかもしれませんが、基本的に土地改良区で把握しているわけですよ。

それで、2週間後には水が落ちるんですよ。これから検討して、いや、決まったっていうときにはもう、水が落ちている時期に入るでしょ。うちの方は9月3日あたりに切れるでしょ。

なんかよく分かんないんだけど、いずれ回せばいいんですね。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） そういった管理している組織全部を、土地改良区さんでも全部把握しているとは思っておりませんので、やはりここは、どう周知したらいいかっていうのはちょっと課題になります。

土地改良区で把握している部分について、そこからの周知っていうのは検討できると思います。

○議長（菅原由和君） 18番廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 今の部分なんですけど、そうしますと、土地改良区以外は農業水利組合とか、ため池管理組合がまるっきり知らないってということですか。ホームページ見ない限り、まるっきり、分かりませんと。

私は、やはり、どうもそこの認識っていいですか、危機感がちょっとあまり感じないんですけれども。

もう今年の場合の出穂っていうのは、7月の二十何日ですよ。その時はもう本当水が必要なんです。それが今ここで、いや分かりませんからあとはホームページ見てくださっていうのはね、どうも言いようのない怒りを感じるんですが。

そうしますと、お願いは、まず土地改良区さんに、把握できている水利組合なりため池管理組合に何らかの形で周知をしてくださいっていうお願いはやっぱり行政がやってくださいよ、少なくともね。

それで、あとは私の知る範囲内で必要なところには連絡はしますから、その部分については行政できちっと対応してください。

例えば、既に、ポンプ等の借入れとか、何ていいますか、早い話が油代とか、資材だとかがあるんですけど、これはきちんと見ていただけるという前提でないとなかなか話ができないので、その辺は大丈夫ですよ。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 周知については、先ほど今野議員さんにお答えしたとおりで、土地改良区が把握している組織については検討できますが、そうでない全くの任意の団体については、我々把握のしようがないということになるということです。

それからポンプの借入れとか燃料代については、国の制度は8月1日以降に、そういったことをした組織に対する補助ということにはなりますが、個人はまず対象になりませんし、仮に団体さんであっても、省エネ対策っていう縛りがあって、これほとんど、全く今回の渇水のみでポンプの借り上げなり、燃料ということになると、今までやってきたのに対して、どこまで省エネしてきたか

というのも要件に見られますので、まず該当にならない。

言ってみればちょっと国の制度自体どうなのかと、我々もちょっと思っているところがあります。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 検討するっていうのは、いずれ、土地改良区には連絡をするということですよ。検討じゃなくてね。

そのようにお願いします。

それと、この制度についてはそのとおり、個人はだめで、団体だけということになっているんですが、国の補助・支援のレベル・ハードルが高いとすれば、私は、奥州市単独でも対応すべきだと思いますので、その点についてもひとつご検討いただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 門脇農林部長。

○農林部長（門脇純君） 確かに、市単独でもというのは考えてはきいています。

ただ、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、こちらまで声が全然届いていないっていうのが正直なところです。

はっきり言って今日の資料でもありましたが、これまでで、ため池が渇水して困ったっていう人が、はっきり言って1件だけです。

それ以外の資料に記載の方々については、正直言って今回の渇水とほぼ関係ない状況で水が来ないというような、よくよく聞くとそういった話ですので、先ほども言いましたけれどもその情報収集をどうしたらいいかというのを今後詰めていかなきゃならないなという認識であります。

○議長（菅原由和君） ほかにございますか。

それでは、特にご質問等ないようですので、これで(1)の説明事項を終わりたいと思います。

ここで、説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 協議事項

### 産業経済常任委員会における政策提言（案）について

○議長（菅原由和君） 再開します。2の協議事項、産業経済常任委員会における政策提言（案）についてご協議をいただきます。

初めに、千葉委員長から説明をいただきたいと思います。

○産業経済常任委員会委員長（11番千葉和彦君） ご苦労さまです。

産業経済常任委員会での政策提言について、本日、皆さんに説明をさせていただいて、8月29日までに会派ごとに、内容についての質問があれば、事務局の方をお願いしたいという趣旨でございますのでよろしくお願いします。

それでは、産業経済常任委員会での政策提言について資料をもって説明させていただきたいと思います。

産業経済常任委員会では、「多世代の交差点一買い物以上の価値で賑わう体験型商店街に関する政策提言」ということで、現在市で、中心市街地活性化ビジョンの策定に向けて取り組んでいるところを受けて、昨年度からそれに対する提言を検討して参りました。

奥州市の商店街は、大規模小売店やネット通販の拡大、さらには後継者不足、コロナの影響などによりまして活力を失いつつあるという状況認識であります。空き店舗や空き地が増え、かつての地域の賑わいの中心であった姿が失われていると認識しています。

そこで私たち、産業経済常任委員会では、先進地の視察や市民との懇談を重ね、特に、若い世代から、商店街は買い物の場所ではなく、楽しみや学びの場、店が待つのではなく、移動する商店街があってもいいといった意見を伺って参りました。これからは、市民が求める新しい商店街の姿を示すものという考えで今回提言するものです。

提言書の内容はこれから説明いたしますけれども、これまでの中心市街地活性化等の計画につきましては、商業にこだわったビジョンを策定してきたわけですが、我々は単なる商業振興にとどまらず、福祉、教育、観光、文化といった複合的な視点を取り入れ、地域資源を最大限に生かした多世代対応の地域活性化商店街の構築を目指すというものの内容となっております。

それは、高齢者の買い物支援や、世代間交流、学びや働きの機会づくり、情報発信の拠点整備など、地域の未来を見据えた包括的まちづくりの第一歩となっていただきたいというものでございます。

人口減少が進む中、商店街を地域の再生拠点と位置付け、この提言が商店街振興のビジョンの一助になり、市政運営に生かされることを願って作成いたしました。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

こちらからは、当委員会でまとめた商店街を取り巻く環境と課題というところをまとめてございます。後程、お目通しをいただきたいと思います。

4ページからは、これまでの当委員会での提言に向けた取組を並べてございます。

6ページには、市民と議員の懇談会を今年2月に開催した内容があります。

参加者を見ていただきたいんですが、不動産関係、やっぱりまちづくりのプロということで不動産関係業者、商工会議所、商工会の青年部の方々、JCの方々、それから高校生の方々にも参加していただきました。

内容といたしましては、ちょっと青く載っておりますが、奥州市の商業、商店街の現状について感じていること、それからどのような商業エリア、商店街が魅力的か。新しい奥州市の商業、商店街の活性化に向けて私達ができること、というテーマでそれぞれいただきました。やはり驚いたところでは、委員皆なんですけれども、そもそも商店街が必要なんですか。若い方々は、商店街そのものを見たことがないという方々がいました。

今、もう、奥州市はどちらかというとロードサイドに大型小売店が集まっているので、商店街という認識がないということにまず驚かされました。

あとは、当委員会で紫波町、それから、花巻市に行って、イノベーションまちづくりを中心的に、まちづくりを先進的に行っているところを視察して参りましたといったことと、京都府福知山市に行つての中心市街地活性化の取組について学んできたという内容が入っております。

28ページに今回の政策提言、大きく3つ掲げさせていただきます。

提言1としまして、先ほどから申し上げております、「多様な世代に対応した地域活性化商店街」、多様な世代のニーズに応えるとともに、地域の魅力を高めるため、コンセプトやテーマが明確な新しい商店街づくりを進めていただきたいというものでございます。

提言のねらいと効果というところを5つほど整理しております。それから具体的施策といたしまして8項目、具体的にはこういうことをしてはいかがかと言う内容を挙げてまとめてございます。こちらの方もお目通しをいただきたいと思います。

提言2といたしまして、「体験と交流を楽しめる新しい商店街」、これも若い方々から言われた

わけですが、ものを売るだけでなく、体験や感動を提供する商店街を目指し、移動商店街や年数回の定期市などの取組を継続的に実施すること、こちらは、具体的施策は3つほど掲げておりますが、もう既にマルシェとかと呼ばれるもの、それから江刺でも定期市を開催しております。

そういうイベント的なところで人流の確保を目指すという内容でございます。お目通しをお願いします。

提言3は、「プレイヤー育成で賑わいを創出する商店街」という内容です。新たなチャレンジがしやすい仕組みをつくり、商店街のプレイヤーの育成を進めること、ということです。

具体的に、スタートアップだったり、新たなインキュベーションスペースなどを整備して、誰でも挑戦できるようなところをつくっていただきたい。

それから、そういうイノベーションスクール的なところに、今もやっているんですけども、さらに1歩進めたリノベーションスクールみたいなものも、取り組んでいただきたいという内容となっております。

以上、本当に簡単ですがお目通しをいただいて、先ほど申し上げましたが会派ごとに、8月29日までに事務局の方をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅原由和君） それではただいまの説明対しまして、特に、この場で確認をしたい事項あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど委員長からありましたとおり8月29日までに、会派で検討いただきまして事務局の方にご報告をお願いしたいと思います。

産業経済常任委員会の皆さん大変お疲れ様でした。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(3) 報告事項

議会改革検討項目の検討結果について

○議長（菅原由和君） それでは、次に3の報告事項に入ります。

議会改革検討項目の検討結果について、議会運営委員会から報告をいただきます。

小野委員長からお願いします。

○議会運営委員会委員長（9番小野優君） 3月28日付けで議会改革検討委員会から、当委員会に依頼がありました件についての協議結果をお知らせします。

先に協議を検討するうえでの採決のルールを確認いたしますけれども、奥州市議会運営要領第131においては、議会運営委員会の協議については、全会一致を原則とするのを例とするとされておりますが、一方、決着しないと物事が前進しない場合には、奥州市議会委員会条例第17条に基づき、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによるとされております。

今回の検討では、全会一致とならない検討事項について、奥州市議会委員会条例第17条を適用させることを会議に諮り、了承を得たうえで、決定を行いました。

実際の検討結果についてです。

項目(1)、議場へのタイマー設置及び議事の際の明確な時間設定については、賛成少数で否決となりました。

項目(2)、表決における採決システムの利用については、賛成多数で可決。

項目(3)、決算審査特別委員会への市長・副市長の出席については、賛成多数で可決。
項目(4)、改選後初の臨時会における市長等の出席については、全会一致で可決となりました。
議会改革検討項目の検討結果については、このとおりです。
よろしくお願いします。

○議長（菅原由和君） ただいまの報告に対しまして何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、特に質問等ないので報告事項については、以上といたします。

議会運営委員会の皆さん大変お疲れ様でした。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他 （以下略）